

英国
意匠法

2022年4月22日公布

目次

登録することができる意匠及び登録手続

- 第1条 意匠登録
- 第1B条 新規性及び独自性の要件
- 第1C条 技術的機能によって表される意匠
- 第1D条 公の秩序又は道徳に反する意匠
- 第2条 意匠の所有権
- 第3条 登録出願
- 第3A条 登録出願についての決定
- 第3B条 登録出願の補正
- 第3C条 意匠登録日
- 第3D条 登録出願についての審判請求
- 第5条 一定の意匠についての秘密保持に関する規定

登録の効果等

- 第7条 登録によって与えられる権利
- 第7A条 登録意匠権侵害
- 第7B条 先使用权
- 第8条 登録意匠権の存続期間
- 第8A条 失効した意匠権の回復
- 第8B条 権利回復命令の効力
- 第11条 登録の抹消
- 第11ZA条 登録無効の理由
- 第11ZB条 無効宣言を求める申請
- 第11ZC条 無効宣言を求める申請についての決定
- 第11ZD条 登録の訂正
- 第11ZE条 登録の抹消又は無効の効果
- 第11ZF条 抹消又は無効に対する審判請求
- 第11A条 公益保護のために行使することができる権限
- 第11AB条 合併及び市場調査に続いて行使することができる権限
- 第12条 国の用務のための使用

国際協定

- 第12A条 本法の一定の登録共同体意匠への適用
- 第12B条 本法の一定の国際意匠への適用
- 第13条 条約国についての勅令

第 14 条 条約国において保護を求める出願がされている場合の意匠の登録

第 15 条 一定の事情の下での、第 14 条に基づく出願のための期間の延長

第 15ZA 条 ハーグ協定への加盟

登録意匠及び出願に係る所有権

第 15A 条 登録意匠の性格

第 15B 条 登録意匠及び意匠登録出願の譲渡等

第 15C 条 排他的ライセンス

意匠登録簿等

第 17 条 意匠登録簿等

第 18 条 登録証

第 19 条 譲渡等の登録

第 20 条 登録簿の更正

第 21 条 誤記を訂正する権限

第 22 条 登録意匠の閲覧

第 23 条 登録意匠権の存在についての情報

訴訟手続：一般

第 24A 条 侵害訴訟

第 24B 条 善意の侵害者の免責

第 24C 条 引渡し命令

第 24D 条 侵害物品等の処分についての命令

第 24E 条 県裁判所及び執行官裁判所の管轄権

第 24F 条 排他的ライセンスの権利及び救済

第 24G 条 「侵害物品」の意味

第 25 条 登録の有効性が争われたことについての証明書

第 25A 条 職業意匠代理人特別名簿に記載されている者との通信についての特権

不当な脅迫

第 26 条 侵害訴訟手続の脅迫

第 26A 条 訴訟を提起することができる脅迫

第 26B 条 許可された伝達

第 26C 条 救済及び防御

第 26D 条 職業顧問

第 26E 条 補則：係属中の登録

第 26F 条 補則：引渡し等の手続

裁判所及び審判

第 27 条 裁判所

第 27A 条 登録官の決定に対する不服申立

第 27B 条 被指名者は不服申立を審理し，決定する

意見提供

第 28A 条 意匠に関する意見

登録官の権限及び責務

第 29 条 登録官による裁量権の行使

第 30 条 費用及び費用の担保

第 31 条 登録官に提出する証拠

第 31A 条 様式の使用を要求する権限

違法行為

第 33 条 第 5 条に対する違法行為

第 34 条 登録簿の虚偽記入等

第 35 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表明に対する罰金

第 35ZA 条 業としての意匠に係る無許可の複製等の違法行為

第 35ZB 条 第 35ZA 条：行使

第 35ZC 条 第 35ZA 条：イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおける没収

第 35ZD 条 第 35ZA 条：スコットランドにおける没収

第 35A 条 法人又はパートナーシップによる違法行為：幹部又はパートナーの責任

規則その他

第 36 条 規則等の制定に関する国務大臣の一般的権限

第 37 条 規則，細則及び命令に関する規定

第 37A 条 電子通信の使用

第 39 条 就業時間及び非就業日

第 40 条 手数料

第 41 条 通知等の郵便による送達

第 42 条 登録官の年次報告書

第 43 条 除外規定

第 44 条 解釈

第 45 条 スコットランドへの適用

第 46 条 北アイルランドへの適用

第 47 条 マン島への適用

第 47A 条 領海及び大陸棚

第 48 条 廃止，除外及び経過規定

第 49 条 簡略名称及び施行時期

附則

附則 A1 記章等に関する拒絶理由

附則 1 国の用務のための登録意匠の使用及び当該使用に関する第三者の権利についての規

定（第 12 条）

附則 1A 登録欧州共同体意匠（第 12A 条）

附則 1B 国際意匠

登録することができる意匠及び登録手続

第1条 意匠登録

(1) 意匠は、本法の以下に続く規定に従うことを条件として、登録出願をすることにより、本法に基づく登録を受けることができる。

(2) 本法において、「意匠」は、製品全体又はその一部の外観であって、特に、その製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方若しくは素材又は装飾の特徴に起因するものを意味する。

(3) 本法において、

「複合製品」は、少なくとも2以上の取り替えることができ、当該製品の分解及び再組立を可能にする部品によって構成されている製品を意味する。また

「製品」は、コンピュータ・プログラム以外の工業的又は手工芸的品目のすべてを意味し、特に、包装、外装、図示された記号、印刷用の活字書体及び複合製品を組み立てるための部品を含む。

第1B条 新規性及び独自性の要件

(1) 意匠が新規性及び独自性を有している限りにおいて、その意匠は登録意匠権によって保護される。

(2) (1)の適用上、基準日前に、ある意匠と同一の意匠又は重要でない細部においてのみ特徴が異なる意匠が、公衆の利用に供されていなかった場合は、その意匠は新規性を有するものとする。

(3) (1)の適用上、ある意匠が知識を有する使用者に与える全体的印象が、基準日前に公衆の利用に供されていた意匠が当該使用者に与えていた全体的印象と異なっている場合は、その意匠は独自性を有するものとする。

(4) 意匠が独自性を有している程度を決定するに当たっては、創作者の当該意匠創作における自由度を考慮する。

(5) 本条の適用上、次の事情においては、その意匠は、基準日前に公衆の利用に供されているものとする。

(a) 意匠が基準日前に発表され(登録後であるか否かを問わない)、展示され、取引に使用され又はそれ以外の方法で開示されており、かつ

(b) その開示が、(6)の開示に該当していない場合

(6) 次の事情における開示は、本項の開示に該当する。

(a) 開示が、連合王国及び欧州経済地域において事業を営んでおり、それに関連している分野の熟練者にとって、通常の営業過程において、基準日前に合理的には知られる可能性がなかったものである場合

(b) 開示が、秘密保持の条件(明示的であるか黙示的であるかを問わない)の下で、意匠創作者又はその権原承継人以外の者に対してされていた場合

(c) 開示が、基準日直前の12月の期間内に、意匠創作者又はその権原承継人によってされた場合

(d) 開示が、意匠創作者又はその権原承継人によって与えられた情報又はそれ以外に実行された行為の結果として、基準日直前の12月の期間内に、意匠創作者又はその権原承継人以外の者によって行われた場合

- (e) 開示が、意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として、基準日直前の12月の期間内に行われた場合
- (7) 上記の(2)、(3)、(5)及び(6)における「基準日」は、意匠についての登録出願がされた日又は第3B条(2)、(3)若しくは(5)又は第14条(2)により、出願がされたものとして取り扱われる日を意味する。
- (8) 本条の適用上、複合製品の部品である製品に利用されるか又は組み込まれる意匠は、次の条件及び範囲に該当している場合にのみ、新規性及び独自性を有するものとみなす。
- (a) 構成部品は、それが複合製品に組み込まれた後であっても、複合製品の通常の使用時には、引き続き目で見ることができること、及び
- (b) 構成部品の目に見える特徴が、それ自体で新規性及び独自性を有している範囲
- (9) (8)における「通常の使用」は、最終使用者による使用を意味する。ただし、複合製品の保守、点検又は修理のための作業を含まない。

第1C条 技術的機能によって表される意匠

- (1) 登録意匠権は、製品の外観に係る特徴であるが、専ら当該製品の技術的機能によって表されているものには存在しない。
- (2) 登録意匠権は、製品の外観に係る特徴であるが、登録意匠が組み込まれているか又は利用されている製品を、機械的に他の製品に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置し、何れの製品もその機能を遂行することができるようにするために、必ずその特徴の正確な形状及び寸法で複製しなければならないものにおいては存在しない。
- (3) (2)は、(規格化された部分を組み立てて作る)モジュール方式の範囲内で、互換可能な製品を多様に組み立て又は連結させることを可能にするための働きをする意匠において、登録意匠権が存在することを妨げるものではない。

第1D条 公の秩序又は道徳に反する意匠

登録意匠権は、公の秩序又は承認された道徳規準に反する意匠においては存在しない。

第2条 意匠の所有権

- (1) 意匠の創作者は、以下の規定に従うことを条件として、本法の適用上、その意匠の原所有者として扱われる。
- (1B) 意匠が従業者によりその雇用の過程で創作された場合は、その雇用主が意匠の原所有者として扱われる。
- (2) 譲渡、移転又は法律の適用の何れであるかを問わず、意匠が原所有者でない他の者に、単独で又は原所有者と連帯して、帰属することになった場合は、当該他の者又は場合により原所有者及び当該他の者が、本法の適用上、意匠の所有者として取り扱われる。
- (3) 本法において、意匠の「創作者」は、その意匠を創作した者を意味する。
- (4) 意匠が、人である創作者がいないコンピュータによって生まれた場合は、その意匠を創作するために必要な手配をした者が、創作者であるとみなされる。

第3条 登録出願

- (1) 意匠の登録出願は、所定の方法により特許庁に提出しなければならない。

(3) 国内の無登録意匠権が存在している意匠についての登録出願は、当該意匠権の所有者であると主張する者がしなければならない。

(5) 意匠登録出願が、出願人の側の不履行又は不作為のために、規定されている期間内に登録することができるように完了しなかったときは、その出願は放棄されたものとみなす。

第 3A 条 登録出願についての決定

(1) 以下に続く規定に該当する場合を除き、登録官は、本法に基づく出願に含まれる意匠の登録を拒絶してはならない。

(2) 意匠登録出願が本法に基づいて制定された規則のとおりにされていないと登録官が判断したときは、登録官はその出願に含まれる意匠の登録を拒絶することができる。

(3) 出願人が第 3 条(2)若しくは(3)又は第 14 条に基づいて出願に含まれる意匠の登録を出願する権原を有しないと登録官が判断したときは、登録官は、その意匠の登録を拒絶しなければならない。

(4) 登録出願が次のものを含むと登録官が判断したときは、登録官は、そのもの又は当該意匠の登録を拒絶しなければならない。

(a) 第 1 条(2)の要件を満たさないもの

(b) 第 1C 条又は第 1D 条の要件を満たさない意匠、又は

(c) 附則 A1 に記載された拒絶理由が適用される意匠

第 3B 条 登録出願の補正

(1) 意匠登録出願についての決定がされるまでは、登録官は出願人に、登録官が適切であると考え、出願の補正をする許可を与えることができる。

(2) 意匠登録出願についての決定がされる前に、出願が出願に含まれる何れかの意匠を著しく改変する形で補正された場合は、登録官は、意匠の新規性又は独自性の有無及び程度を決定する目的で、出願はその意匠に関する限りにおいて当該補正日に行われたものとして処理するよう指示することができる。

(3) 次の場合は、登録官は、当該意匠の新規性又は独自性の有無及び程度を決定する目的で、後の出願は、先の出願が行われた日又は行われたものとして処理される日に行われたものとして処理するよう指示することができる。

(a) 2 以上の意匠の登録出願についての決定がされる前に、出願が当該出願から 1 又は複数の意匠を除外する補正がされ、かつ

(b) そのように除外された意匠についての後の登録出願が、(場合により)後の出願について規定されている期間内に、先の出願をした者又はその権原承継人によってされた場合

(4) 意匠登録が第 3A 条(4)(b)又は(c)に記載した理由の何れかに基づいて拒絶された場合において、登録官が次の判断をしたときは、出願人は、その意匠出願を補正することができる。

(a) 意匠の同一性が保持されていること、及び

(b) 補正が、本法に基づいて制定された規則のとおりに行われていること

(5) (4)に基づいて補正された出願は、最初の出願として、また、特に、その最初の出願が行われた日又は行われたものとして処理される日に、行われたものとして処理されるものとする。

(6) 本条に基づく補正は特に、その出願についての権利の部分放棄としてすることができ
る。

第 3C 条 意匠登録日

(1) 以下に続く規定に該当する場合を除き、意匠が登録されるときは、それに係る出願が行
われた日又は行われたものとして処理される日を登録日としなければならない。

(2) (1)は、第 14 条(2)又は第 14 条(2)との関連による第 3B 条(3)若しくは(5)の適用によ
り、特定の日にされたものとして処理される出願に適用してはならない。

(3) 意匠が登録されるときは、その登録日は次のとおりとする。

(a) 第 14 条(2)により特定の日に出願されたものとして処理される出願の場合は、該当する
出願がされた日

(b) 第 14 条(2)の関連による第 3B 条(3)の適用により、特定の日に出願されたものとして処
理される出願の場合は、それに係る先の出願の出願日

(c) 第 14 条(2)の関連による第 3B 条(5)の適用により、特定の日に出願されたものとして処
理される出願の場合は、(補正後の)最初の出願の出願日

第 3D 条 登録出願についての審判請求

第 3A 条又は第 3B 条に基づく登録官の決定に対して、審判請求をすることができる。

第 5 条 一定の意匠についての秘密保持に関する規定

(1) 本法施行の前後に拘らず、意匠登録出願がされており、登録官が、その意匠は防衛目的
に関連するものであるとして国務大臣から登録官に通知されている種類の意匠であると判断
したときは、登録官は指示を出し、当該意匠に関する情報を公表すること又は前記の情報を
何人若しくは指示書において指定した集団に伝達することを禁止若しくは制限することがで
きる。

(2) 国務大臣は、前記の指示が出され、その指示が効力を有している間は、次のものが特許
庁において公衆の閲覧に供されることがないようにするため、規則による規定を制定しなけ
ればならない。

(a) その意匠の表示又は見本

(3) 登録官が上記の指示を出したときは、登録官は国務大臣に、対象とした出願及び指示に
ついて通知しなければならない。また、その際には、次の規定が効力を有するものとする。す
なわち、

(a) 国務大臣が前記の通知を受けたときは、国務大臣は、その意匠を公表することが王国の
防衛にとって有害であるか否かを審理しなければならない。また、本項(c)に基づく通知がそ
れより前に当局から登録官に出されている場合を除き、その意匠についての登録出願日から
9 月の期間が満了するまでに及びその後の各年において少なくとも 1 回は、その問題を再審
理しなければならない。

(b) 前記の目的のために、国務大臣は、当該意匠が登録された後の如何なる時にも又は出願
人の同意を得て、当該意匠が登録される前の如何なる時にも、出願に関連して提出された表
示又は見本を検閲することができる。

(c) 国務大臣が意匠を検討した後、いつでも、当該意匠の公開が王国の防衛にとって有害で

ない又は既に有害ではなくなっていると判断したときは、国務大臣は、その旨を登録官に通知しなければならない。

(d) 前記の通知を受けたときは、登録官は、その指示を取り消さなければならず、また、登録官が適切であると考えられる条件があるときはこれを付して、出願又は登録に関連して本法により又は本法に基づき要求されている又は許可されている事柄を実行するための期間を、当該期間が既に満了しているか否かを問わず、延長することができる。

(4) 連合王国の居住者は、登録官から又は登録官の代理の者から与えられた許可書による授権に基づく場合を除き、本項の適用上の所定の種類の意匠について、連合王国外で自ら登録出願をすること又は他人にさせることは許されない。ただし、次の事情にあるときは、この限りでない。

(a) 同一意匠についての登録出願が、連合王国外での出願より6週間以上前に連合王国においてされていること、及び

(b) 連合王国での出願に関し、(1)に基づく指示が出されていないか又は当該指示が出されていた場合はその指示のすべてが取り消されているかの何れかであること

ただし、本項は、保護を求める出願が最初に連合王国外の国において、連合王国外の居住者によってされた出願に係る意匠には適用されないものとする。

登録の効果等

第7条 登録によって与えられる権利

- (1) 本法に基づく意匠登録は、登録所有者にその意匠及び知識を有する使用者に全体的に異なった印象を与えないすべての意匠を使用する排他権を与える。
- (2) (1)及び第7A条の適用上、意匠の使用というときは次の事項を含むものとする。
 - (a) 意匠が組み込まれているか又は利用されている製品についての製造、申出、販売、輸入、輸出若しくは使用、又は
 - (b) 上記目的での上記製品の所持
- (3) (1)の適用上、意匠が知識を有する使用者に全体的に異なった印象を与えるか否かを決定するに当たっては、その創作者の意匠創作における自由度を考慮するものとする。
- (4) (1)によって与えられる権利は、その登録に付されているすべての制限(特に、権利の部分放棄又は登録官若しくは裁判所による一部無効の宣言を含む)に従うものとする。

第7A条 登録意匠権侵害

- (1) 以下に続く規定に従うことを条件とするが、登録意匠権は、登録所有者の承諾を得ていない他人が、第7条により登録所有者の排他権とされているものを実行したときは、当該他人によって侵害される。
- (2) 次の行為は、登録意匠権を侵害しない。
 - (a) 私的に、かつ、非商業的目的でされる行為
 - (b) 実験のためにされる行為
 - (c) 教育のために又は引用のために複製する行為。ただし、(3)に記載した条件が満たされている場合に限る。
 - (d) 他国で(在籍)登録されているが、一時的に連合王国内に存在する船舶又は航空機上で機器を使用すること
 - (e) 前記の船舶又は航空機を修理するために、補充部品又は付属部品を連合王国に輸入すること
 - (f) 前記の船舶又は航空機上で修理を行うこと
- (3) 本項に記載する条件は、次のとおりである。
 - (a) 複製行為が公正な商慣習と矛盾せず、その意匠の通常の利用を不当に害することがないこと、及び
 - (b) 出所について言及がされていること
- (4) 登録によって保護されている意匠が組み込まれているか又は利用されている製品についての行為は、その製品が登録所有者により又はその承諾を得て、連合王国又は欧州経済地域において販売されている場合は、登録意匠権を侵害しない。
- (5) 複合製品を元の外観に戻す目的とする修理に使用することができる構成部品に係る登録意匠権の場合は、登録によって保護されている意匠を当該目的で使用することは、登録意匠権を侵害しない。
- (6) 登録意匠権の侵害に関しては、本法に基づく意匠登録証が付与される日までは、訴訟を提起してはならないものとする。

第7B条 先使用权

- (1) 出願日前に登録意匠を善意で使用した又はそうするための本格的かつ実際的な準備をした者は、その日以前に当該人がそれを使用していた又は使用する準備をしていた目的で当該意匠の使用を継続することができる。
- (2) (1)において、登録意匠に関し「出願日」とは、次をいう。
 - (a) 第3条に基づいて登録出願がなされた日、又は
 - (b) 登録出願が第14条(2)によりなされたものとして扱われた場合は、そのようになされたものとして扱われた日
- (3) 当該人が使用した又は使用の準備をした意匠が後に登録された意匠のコピーであった場合は、(1)は適用されない。
- (4) (1)によりある者に付与された権利は、意匠を使用する権利を別の者にライセンスする権利を含まない。
- (5) また(1)に基づく権利を付与された者は、次の場合を除き、当該権利を譲渡し又はそれを死亡時(又は法人の場合は解散時)に承継することもできない。
 - (a) 業として当該意匠が使用された又はその使用の準備がされた場合
 - (b) 当該権利が、意匠が使用された又は使用の準備がされた事業の一部と共に譲渡され又は承継される場合

第8条 登録意匠権の存続期間

- (1) 登録意匠権は、第1期として意匠登録日から5年間存続する。
- (2) 当該権利の存続期間は、登録官に延長申請をし、所定の更新手数料を納付することにより、各5年の期間からなる第2期、第3期、第4期及び第5期への延長を受けることができる。
- (3) 延長申請及び手数料の納付が行われることなく、第1期、第2期、第3期又は第4期が満了したときは、その権利は失効し、登録官は、国務大臣が制定した規則に従って、当該事実を権利の所有者に通知しなければならない。
- (4) 前記の期間が終了した直後の6月の期間内に延長申請がされ、かつ、所定の更新手数料及び所定の割増手数料が納付された場合は、その権利は、消滅しなかったものとして処理され、その結果、次のとおりとなる。
 - (a) 満了後の期間に当該権利に基づき又は関してされたすべての事柄は有効であるものとして処理される。
 - (b) 当該権利が消滅していなかったとした場合に侵害を構成した行為は、侵害であるとして処理される。また
 - (c) 当該権利が消滅していなかったとした場合に、国の用務のための使用を構成していた行為は、そのような使用であるとして処理される。

第8A条 失効した意匠権の回復

- (1) 登録意匠権が第8条(2)又は(4)による存続期間の延長をしなかったことが理由となって消滅した場合は、所定の期間内に登録官に対し、当該意匠権の回復を求める申請をすることができる。
- (2) 申請は、意匠の登録所有者であった者又は意匠権が消滅していなかったとした場合に当

該権利についての権原を有することになっていた者が行うことができる。2以上の者が意匠を共有していた場合において、登録官の許可を得たときは、共有者の中の1又は複数の者が、他の共有者と共同でなくても、申請をすることができる。

(3) 登録官は、当該申請についての通知を所定の方法で公告しなければならない。

(4) 所有者が権利の存続期間が、第8条(2)又は(4)に従って延長申請ができなかったことが故意ではなかったことを登録官が認めた場合は、登録官は、未納の更新手数料及び所定の割増手数料の納付を受けたときに、意匠権の回復を命令しなければならない。

(5) 当該命令には、登録官が適切であると考え条件を付すことができる。意匠所有者がその条件に従わなかったときは、登録官はその命令を取り消し、登録官が適切であると考え結果としての指示を出すことができる。

(6) (1)の適用に係る所定の期間を変更する規則には、国務大臣が必要又は便宜であると判断する経過規定及び除外規定を含めることができる。

第8B条 権利回復命令の効力

(1) 登録意匠権に関する第8A条による回復命令の効果は、以下に続く規定のとおりである。

(2) 消滅から回復までの期間中に、当該権利に基づき又はそれに関して実行されたすべての事柄は、有効なものとして処理される。

(3) 前記の期間中に実行され、当該権利が消滅していなかったとした場合に侵害を構成することになるすべての事柄は、侵害として処理されるが、ただし、次の条件に該当している場合に限る。

(a) 第8条(4)に基づいて期間延長申請をすることが可能であった時期に実行されたこと、又は

(b) 先の侵害行為の継続又は反復であったこと

(4) 延長申請が既に不可能になった後で、かつ、回復申請についての公告がされる前に、人が次の事情にあるときは、当該人は、意匠権の回復に拘らず、その行為の実行を継続する又は場合によりその行為を実行する権利を有するが、当該権利は、他人にその行為を実行するライセンスを付与することには及ばない。

(a) 意匠権が消滅していなかったとした場合に意匠権の侵害を構成することになっていた行為を善意で開始していた、又は

(b) 前記の行為を実行するために、善意で、有効かつ真剣な準備をしていた

(5) 業として、前記の行為が実行されていたか又は前記の準備がされていた場合は、(4)によって付与される権利を取得する権原を有する者は、次の行為を実行することができる。

(a) その時に当該事業のパートナーである者に、前記の行為を実行する許可を与えること、及び

(b) 業として、前記の行為が実行されていたか又は前記の準備がされていた事業の該当部分を取得する者に、当該権利を譲渡する又は死亡(又は法人の場合は解散)したときに、移転させること

(6) (4)又は(5)により与えられた権利を行使することによって製品が他人に処分されていた場合は、当該他人又は当該他人を通じて権利を主張する者は、当該製品が意匠についての登録所有者によって処分されていた場合と同様に、当該製品を取引することができる。

(7) 前記の規定を、意匠権の侵害について適用するのと同様に、国の用務のための登録意匠の使用について適用する。

第 11 条 登録の抹消

登録官は、登録所有者が所定の方式で請求したときは、意匠登録を抹消することができる。

第 11ZA 条 登録無効の理由

(1) 意匠の登録については、次のとおり、その無効を宣言することができる。

(a) 第 1 条(2)の要件を満たしていないという理由で

(b) 第 1B 条から第 1D 条までの要件を満たしていないという理由で

(c) 附則 A1 に記載されている拒絶理由に該当する場合

(1A) 意匠(「後の意匠」)の登録については、次の意匠に対して新規性又は独自性を有していないときは、その無効を宣言することができる。

(a) 後の意匠の基準日に、既に公衆の利用に供されている意匠、

(b) 基準日以前から、本法による登録又は登録出願により保護されている意匠

(1B) (1A)における「基準日」は、後の意匠についての登録出願がされた日又は第 3B 条

(2)、(3)若しくは(5)又は第 14 条(2)により出願されたものとして取り扱われる日を意味する。

(2) 意匠の登録については、登録所有者が当該意匠の所有者でないこと及び意匠の所有者が申し立てている異議の理由で、その無効を宣言することができる。

(3) 識別性を有する先の標識の使用を伴っている意匠の登録については、連合王国において当該標識をそのように使用することを禁止する権利を含む、当該標識についての権利の所有者がした異議の理由で、その無効を宣言することができる。

(4) 連合王国において著作権法によって保護されている著作物についての無許可の使用を構成している意匠の登録については、著作権所有者がした異議の理由で、その無効を宣言することができる。

(5) 本条並びに第 11ZB 条、第 11ZC 条及び第 11ZE 条(第 11ZE 条(1)を除く)において意匠登録というときは、旧意匠登録を含む。前記の諸条文は、必要な変更を加えて、旧登録に適用する。

第 11ZB 条 無効宣言を求める申請

(1) 利害関係人は、第 11ZA 条(1)(a)又は(b)に基づき、登録官に対して、無効宣言を求める申請をすることができる。

(2) 疑義のある使用に利害関係を有する者は、第 11ZA 条(1)(c)に基づき、登録官に対して、無効宣言を求める申請をすることができる。

(3) 関連性を有する者は、第 11ZA 条(1A)に基づき、登録官に対し、無効宣言を求める申請をすることができる。

(4) (3)における「関連性を有する者」は、本法に基づく登録又は当該登録出願によって保護されている先の意匠に関し、その意匠の登録所有者又は(該当する場合は)その出願人を意味する。

(5) 第 11ZA 条(2)、(3)又は(4)に基づいて異議の申立をすることができる者は、登録官に対

し、前記の該当する項に基づき、無効宣言を求める申請をすることができる。

(6) 意匠についての本条に基づく申請は、その意匠が登録された後、いつでも行うことができる。

第 11ZC 条 無効宣言を求める申請についての決定

(1) 本条は、登録官に対して登録の無効宣言を求める申請がされた場合に適用する。

(2) 申請が、本法に基づいて制定された規則に従っていないと登録官が判断したときは、登録官はその申請を拒絶することができる。

(3) 申請が、第 11ZB 条に従っていないと登録官が判断したときは、登録官はその申請を拒絶しなければならない。

(4) (2) 及び(3)が適用される場合を除き、登録に関し、申請書に記載されている無効理由が確認されたと登録官が判断したときは、登録官は無効宣言を出さなければならない。

(5) 上記以外の場合は、登録官は申請を拒絶しなければならない。

(6) 無効宣言は、一部無効の宣言とすることができる。

第 11ZD 条 登録の訂正

(1) (2) 及び(3)は、登録官が第 11ZA 条(1) (b)若しくは(c), (1A), (3)又は(4)に基づいて意匠登録の無効宣言をしようとする場合に適用する。

(2) 登録官は、その事実を登録所有者に通知しなければならない。

(3) 登録所有者は登録官に申請し、登録所有者が申請書に記載しているとおりに、登録官が意匠登録を訂正するよう求めることができる。

(4) 当該訂正には、特に、登録所有者による権利の部分放棄を登録簿に登録することを含めることができる。

(5) 申請が、本法に基づいて制定された規則のとおりには行われていないと登録官が判断したときは、登録官はその申請を拒絶することができる。

(6) 登録官が、意匠の同一性が保持されていない又は訂正された登録は第 11ZA 条により無効であると判断したときは、登録官はそれに係る申請を拒絶しなければならない。

(7) 上記以外の場合は、登録官は申請書に記載された訂正を行わなければならない。

(8) 本条に基づいてされた訂正は、登録承認の時から効力を有するものとし、また、常に効力を有していたものとして処理される。

第 11ZE 条 登録の抹消又は無効の効果

(1) 第 11 条に基づく登録抹消は、登録官が決定した日又は登録官が指示した日から効力を有する。

(2) 登録官が一定の範囲において意匠登録の無効宣言をしたときは、その登録は、当該範囲においては、登録日又は登録官が指示したそれ以外の日から無効であったものとして処理される。

第 11ZF 条 抹消又は無効に対する審判請求

第 11 条から第 11ZE 条までに基づく登録官の決定に対して、審判請求をすることができる。

第 11A 条 公益保護のために行使することができる権限

(1) 競争・市場庁の報告書が議会に提出され、当該報告書に次の趣旨の結論が記載されていた場合は、担当大臣(複数を含む)は登録官に対し、本条に基づく措置を取るよう申入れをすることができる。

(c) 競争の付託に関しては、ある者が、公益に反する作用をした若しくはそのように作用する可能性がある反競争的慣行に、従事したこと、又は

(d) 1980 年競争法第 11 条に基づく付託(公共団体及び一定の他の者の付託)に関しては、ある者が公益に反する作用をする一連の行為を遂行していること

(2) 担当大臣は申入れをする前に、担当大臣が適切であると考える方式で、予定している申入れの内容を記載した通知を公告しなければならず、また、自己の権利に影響を受けると考える者が当該公告後 30 日以内に意見表明をしたときは、その意見を審理しなければならない。

(3) 本条に基づく申入れにおいて、競争・市場庁の報告書に記載された事項が、競争・市場庁の見解において、公共の利益に反して運営され、または運営されることが予想される事項であると登記官が認識する場合であって、以下の条件が含まれる場合は、登録官は命令をもって、当該条件を抹消又は変更することができる。

(a) 登録意匠に関してその所有者が供与したライセンスの中にある、ライセンシーによる意匠の使用又は当該所有者が他のライセンスを供与する権利を制限する条件

(6) 本条に基づく登録官の命令に対して、審判請求をすることができる。

(7) 本条における「担当大臣」は、競争・市場庁報告書の提出先である大臣を意味する。

第 11AB 条 合併及び市場調査に続いて行使することができる権限

(1) 次の場合は、(2)を適用する。

(a) 2002 年企業法第 41 条(2)、第 55 条(2)、第 66 条(6)、第 75 条(2)、第 83 条(2)、第 138 条(2)、第 147 条(2)、第 147A 条(2)若しくは第 160 条(2)又は同法の附則 7 第 5 項(2)若しくは第 10 項(2)(合併又は市場調査に続いて救済措置を取る権限)を適用する場合

(b) 競争・市場庁又は(場合により)国務大臣が、関係法令に基づいて処理することができない事項を救済し、軽減し又は予防する目的で本条に基づいて申入れをすることが適切であると考えられる場合、及び

(c) 関係事項が、登録意匠に関してその所有者が供与したライセンスの中にある、ライセンシーによる意匠の使用又は当該所有者が他のライセンスを供与する権利を制限する条件に係る場合

(2) 競争・市場庁又は(場合により)国務大臣は、本条に基づいて措置を取るよう登録官に申入れをすることができる。

(3) 競争・市場庁又は(場合により)担当大臣は申入れをする前に、競争・市場庁又は担当大臣が適切であると考える方式で、予定している申入れの内容を記載した通知を公告しなければならず、また、競争・市場庁又は担当大臣の判断で権利に影響を受けると思われる者が当該公告後 30 日以内に意見表明をしたときは、その意見を審理しなければならない。

(4) 登録官は、本条に基づく申入れを受けたときに、申入れが本条に従ってなされていると判断した場合は、(1)(c)にいう種類の条件を抹消又は変更することができる。

(5) 本条に基づく登録官の命令に対して、審判請求をすることができる。

(6) 本条における競争・市場庁への言及は、次の場合を除き、競争・市場庁グループへの言及である。

(a) 2002年企業法第75条(2)を適用する場合、又は

(b) (1)(a)にいうその他の制定法を適用し、かつ、当該制定法に基づく競争・市場庁の機能が、2002年企業法第34C条(3)又は第133A条(2)によって競争・市場庁理事会により遂行されている場合

(7) 2002年企業法第35条、第36条、第47条、第63条、第134条、第141条又は第141A条における第41条(2)、第55条、第66条、第138条、第147条又は第147A条(競争・市場庁報告書において競争・市場庁によって決定されるべき疑問)に基づく措置を取ることへの言及は、(2)に基づいて措置を取ることへの言及を含む。

(8) (1)(a)に記載された法令が適用される場合は、(2)に基づく措置の結果として本条によってなされた命令は、2002年企業法第91条(3)、第92条(1)(a)、第162条(1)及び第166条(3)(施行令等を登録し見直す義務)の適用上、同法第3部又は(場合により)第4部の施行令(当該部の意味内で)を発する関連権限に基づいてなされたものとして処理される。

(9) (6)において、「競争・市場庁理事会」及び「競争・市場庁グループ」は、2013年企業・規制改革法の附則4におけるのと同じの意味を有する。

第12条 国の用務のための使用

第1附則の規定は、国の用務のための登録意匠の使用及び当該使用に関する第三者の権利に関して効力を有するものとする。

国際協定

第 12A 条 本法の一定の登録共同体意匠への適用

附則 1A は、次のことを規定する。

- (a) 移行日から本法に基づいて登録されたものとして処理される登録共同体意匠(存続期間が満了している又は登録簿から削除されている意匠を含む)について
- (b) 移行日前になされた登録共同体意匠出願について

第 12B 条 本法の一定の国際意匠への適用

附則 1B は、次のことを規定する。

- (a) 移行日から本法に基づいて登録されたものとして処理される欧州連合が指定された世界的財産権機関の国際事務局が維持する国際登録簿に登録されている意匠(存続期間が満了している意匠を含む)について、及び
- (b) 欧州連合が指定された意匠を世界的財産権機関の国際事務局が維持する国際登録簿に登録するために移行日前になされた出願について

第 13 条 条約国についての勅令

(1) 女王陛下は条約、協定又は約束を履行するために、勅令をもって、その命令に記載した国を本法適用上の条約国にする旨を宣言することができる。

ただし、当該宣言は、本法の規定の全部又は一部を適用する目的で出すことができ、本法の一部の規定のみを適用する目的でされた宣言が効力を有する国は、それらの規定の適用に関してのみ、条約国であるとみなされる。

(2) 女王陛下は勅令をもって、チャンネル諸島、植民地を本法の規定の全部又は一部を適用する上での条約国であるとみなす旨の指示をすることができる。本項に基づいて出される命令において、前記の適用規定は、その命令に記載されている条件又は制限がある場合はそれに従って、該当する領域について効力を有する旨を指示することができる。

(3) (1)の適用上、他国の支配下にある又は他国の宗主権下にあるすべての植民地、保護領、領域及び国際連合の信託統治制度の下で他国によって管理されているすべての領域は、同項に基づいて宣言を出すときには、1の国であるとみなす。

第 14 条 条約国において保護を求める出願がされている場合の意匠の登録

(1) 条約国において既に保護を求める出願をしている意匠についての意匠登録出願は、保護を求める出願をした者又はその代理人若しくは譲受人が、本法の規定に従ってすることができる。

ただし、条約国においてした保護を求める出願の日から又はそのような出願を2以上している場合は、最初の出願の日から6月の期間が満了した後では、本条による出願をしてはならない。

(2) 本条に従って意匠登録出願がされた場合は、その出願は、その意匠又は他の何れかの意匠が新規性又は独自性を有しているか否か(及びどの程度においてであるか)を決定する目的で、前記の条約国においてした保護を求める出願の日又はそのような出願を2以上している場合はその最初の出願の日になされたものとして処理するものとする。

(3) (2)は、本条によりされた出願に対し、第3B条(2)又は(3)に基づく指示を出す権限を排除するものと解釈してはならない。

(4) 人が、意匠についての保護を求める出願を、次の出願によって行っている場合は、当該人は、本条の適用上、前記の条約国において出願していたものとみなす。

(a) 2以上の条約国の間に存在する条約の条件により、これらの条約国の何れかの1国において正規にされた出願と同等である出願、又は

(b) 何れかの条約国の法律により、その条約国で正規にされた出願と同等である出願

第15条 一定の事情の下での、第14条に基づく出願のための期間の延長

(1) 国務大臣が、本条により又は本条に基づいて制定された規定と実質的に同等である規定が何れかの条約国の法律に基づいて制定されている又は制定される予定になっていると認めるときは、国務大臣は規則を制定し、登録官に対し、当該条約国において保護を求める出願がされている意匠を登録するために、第14条(1)に基づいて出願をする期間を、同項のただし書きに記載した期間が規則によって定められる期間内に満了した場合は、延長する権限を与えることができる。

(2) 本条に基づいて制定する規則によって、次の内容を規定することができる。

(a) 連合王国の女王陛下政府と前記の条約国の政府との間で、情報又は製品の提供又は相互交換に関する協定又は取り決めが成立している場合は、該当する意匠について当該協定又は取り決めに従った連絡がされていない限り、一般的に又は規則に指定した種類の事案については、本条に基づく期間延長が承認されないこと

(b) 一般的に又は規則に指定した種類の事案について、本条に基づいて承認することができる延長期間の限度を定めること

(c) 本条によってされる出願について、特別の手続を規定するか又は許可すること

(d) 登録官に対し、本条によってされる出願に関し、如何なる行為についてのものでも、本法の前記諸規定によって又はそれに基づいて制限されている実行期間を延長する権限を付与すること。ただし、規則によって又は規則に基づいて課すことができる制限がある場合は、それに従うことを条件とする。

(e) 本条によりされた出願に基づく登録によって付与された権利を、規則によって又は規則に基づいて指定することができる条件又は制限に従わせるよう規定すること。当該条件又は制限には、特に、本項(a)に記載した協定又は取り決めによる通知の結果としてではなく、また、当該出願の出願日又は規則によって許可されるそれより後の日より前に、意匠が利用されているか又は組み込まれている製品を輸入又は生産しているかもしれない者又はその意匠についての登録出願をしているかもしれない者(女王陛下の代理として行動した者を含む)を保護するための条件又は制限を含めることができる。

第15ZA条 ハーグ協定への加盟

(1) 国務大臣は、1999年7月2日の外交会議により採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の規定を連合王国において発効させる規定を命令により定めることができる。

(2) 本条に基づく命令は、特に、次のことについて規定することができる。

(a) 国際登録の出願を特許庁にすること

- (b) 国際登録が連合王国を指定する場合に従うべき手続
 - (c) 連合王国を指定する国際登録の効力
 - (d) 国際事務局への情報の連絡
 - (e) 手数料の納付
- (3) 本条に基づく命令は次のことができる。
- (a) 本法を改正すること
 - (b) 特定された変更を伴う本法の特定の規定を適用すること
- (4) (2)において及び(1)にいう協定において使用される表現は、当該項において協定における同一の意味を有する。

登録意匠及び出願に係る所有権

第 15A 条 登録意匠の性格

登録意匠又は意匠登録出願は、動産(スコットランドでは、無体動産)である。

第 15B 条 登録意匠及び意匠登録出願の譲渡等

(1) 登録意匠及び意匠登録出願は、他の動産と同様に譲渡、遺言による財産処分又は法律の適用によって移転することができるが、次の規定に従うことを条件とする。

(2) 登録意匠又は意匠登録出願の移転は、他人に帰属する権利であって、その通知が意匠登録簿に記入されているか又は出願の場合はその通知が登録官に対してなされているものに従うことを条件とする。

(3) 登録意匠又は意匠登録出願の譲渡又はそれに関する同意は、譲渡人又は場合により代理人によって又はその代理で署名された書面によるものでなければ効力を有さない。

(4) スコットランド以外は、(3)の要件は、譲渡人又は代理人が法人である場合は、その印の押印によって満たすことができる。

(5) (3)及び(4)は、担保の方法による譲渡にも他の譲渡に関するのと同様に適用する。

(6) 登録意匠又は意匠登録出願は、他の動産と同様に担保(charge)(スコットランドでは、security)の対象とすることができる。

(7) 登録意匠の所有者は、その登録意匠を使用するライセンスを供与することができる。

(8) 登録意匠又は意匠登録出願に関する権利(equities)(スコットランドでは、rights)は、他の動産に関するのと同様に行使することができる。

第 15C 条 排他的ライセンス

(1) 本法における「排他的ライセンス」とは、ライセンスがなければ登録意匠の所有者が排他的に行使することができる権利を行使することを、ライセンスを供与する者を含む他のすべての者を排除してライセンシーに許可する、登録意匠の所有者によって又はその代理で署名された書面によるライセンスを意味する。

(2) 排他的ライセンスに基づくライセンシーは、ライセンスによって拘束される権原承継人に対しても、ライセンスを供与する者に対して有するのと同じ権利を有する。

意匠登録簿等

第17条 意匠登録簿等

- (1) 登録官は意匠登録簿を維持し、それには次の事項を記入しなければならない。
 - (a) 登録意匠に係る所有者の名称及び宛先
 - (b) 登録意匠に係る譲渡及び移転の通知、及び
 - (c) 規定されている又は登録官が適切であると考える上記以外の事項
- (2) 信託の通知は、明示、黙示又は擬制の何れであっても、意匠登録簿に記入してはならず、また、登録官は信託の通知によって影響を受けてはならない。
- (3) 登録簿は、書類形式で調製する必要はない。
- (4) 本法の規定及び国務大臣が本法に基づいて制定した規則に従うことを条件として、公衆は都合の良いときに何時でも、特許庁において登録簿を閲覧する権利を有する。
- (5) 登録簿記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を求める申請をする者は、認証謄本及び抄本についての所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を取得する権原を有する。国務大臣が本法に基づいて制定する規則は、無認証の謄本又は抄本を求める申請をする者は無認証の謄本又は抄本についての所定の手数料を納付して当該の謄本又は抄本を取得する権原を有する旨を規定することができる。
- (6) (5)又は同項によって制定された規則に基づく申請は、所定の方式に従ってしなければならない。
- (7) 登録簿の内、書類以外の形式で保存されている部分については、
 - (a) (4)によって与えられた閲覧権は、登録簿上の資料を閲覧する権利であり、また
 - (b) (5)又は規則によって与えられた謄本又は抄本についての権利は、持ち去ることができ、かつ、目で見ること及び読むことができる形態での謄本又は抄本についての権利である。
- (8) 登録簿は、登録簿に記入することを要求されている又は許可されているすべての事柄についての一応の証拠であるとし、また、スコットランドにおいては、それらの事柄についての十分な証拠であるとする。
- (9) 登録官が署名したことを示しており、かつ、本法により又は本法に基づいて、登録官に実行する権原が与えられている記入が行われたこと若しくは行われなかったこと又は登録官に実行する権原が与えられている他の事柄が実行されたこと又はされなかったことを証明している証明書は、そのように証明された事柄についての一応の証拠であるとし、また、スコットランドにおいては、十分な証拠であるとする。
- (10) 次のものであって、認証謄本又は認証抄本であるという趣旨のものは、更なる証拠を提出することなく、また、原本を提出することなく、証拠として認められるものとし、また、スコットランドにおいては、当該証拠は十分な証拠とされるものとする。
 - (a) (5)に基づいて交付される、登録簿記入事項の謄本又は登録簿抄本
 - (b) 特許庁に保管されている表示、見本又は書類の謄本又は当該書類の抄本
- (12) 本条における「認証謄本」及び「認証抄本」は、登録官によって証明され、特許庁の印をもって押印された謄本及び抄本を意味する。

第18条 登録証

(1) 意匠が登録されたときは、登録官は、意匠の登録所有者に所定の様式による登録証を交付しなければならない。

(2) 登録証が喪失又は破損したことを登録官が認めた場合又はそれ以外で、便宜であると登録官が考えた場合は、登録官は、1又は複数の登録証謄本を交付することができる。

第19条 譲渡等の登録

(1) 譲渡、移転若しくは法律の適用によって登録意匠若しくは登録意匠に係る持分についての権原を有することになった者又は譲渡抵当権者、ライセンシー若しくはその他の形で、登録意匠に係る他の権利についての権原を有することになった者は、登録官に対して所定の方式で、所有者若しくは共有者としての権原又は場合によりその者の権利の通知を意匠登録簿に登録するよう申請しなければならない。

(2) 前項の規定を害することなく、譲渡によって登録意匠若しくは登録意匠に係る持分についての権原を有するようになった者又は譲渡抵当、ライセンスその他の証書によって登録意匠に係る他の権利についての権原を有するようになった者が有する権原を登録する申請は、該当する事情に応じ、譲渡人、譲渡抵当権設定者、ライセンサー又は前記の証書の他の当事者が所定の方式で行うことができる。

(3) 何人かが有する権原を登録するために本条に基づく申請がされ、その権原について登録官が認めることができる証明を受けた場合は、登録官は、次のことを行うものとする。

(a) 当該人が登録意匠若しくはその持分についての権原を有しているときは、当該人を意匠登録簿に意匠の所有者又は共有者として登録し、また、登録簿に当該人がその権原を取得した証書又は事件の明細を記入すること、又は

(b) 当該人が登録意匠に係る他の権利についての権原を有しているときは、その権利についての通知を、証書があるときはその明細と共に、登録簿に記入すること

(3B) 登録意匠について国内の無登録意匠権が存在しており、かつ、登録意匠の所有者が同時に前記の意匠権の所有者である場合は、国内の無登録意匠権の譲渡は、別段の意思が示されているときを除き、同時に登録意匠権の譲渡であるとみなされる。

(5) 本法の以下に続く規定に基づく登録簿更正の申請を目的とする場合を除き、意匠登録簿に(3)に基づく記入がされていない書類は、裁判所においては、裁判所が別段の指示をしたときを除き、何人かが登録意匠又は登録意匠に係る持分若しくは権利について権原を有することの証拠とは認められない。

第20条 登録簿の更正

(1) 裁判所は、関連性を有する者からの申請に基づき、意匠登録簿に記入すること又は記入されている事項を変更若しくは削除することによって意匠登録簿を更正するよう命じることができる。

(1A) (1)における「関連性を有する者」は、次の者を意味する。

(a) 第11ZA条(1)(c)にいう理由を根拠とする申請の場合は、問題とされている使用に関係を有する者

(b) 第11ZA条(1A)にいう理由を根拠とする申請の場合は、その該当者

(c) 第11ZA条(2)、(3)又は(4)にいう理由を根拠とする申請の場合は、異議の申立をするこ

とができる者

(d) 前記以外の場合においては、不利益を被った者

(1B) (1A)における「その該当者」は、本法に基づく登録又は当該登録出願によって保護されている先の意匠に関して、その意匠の登録所有者又は(場合により)出願人を意味する。

(2) 本条に基づく訴訟においては、裁判所は、登録簿の更正との関連において、決定することが必要であるか又は便宜であるすべての問題を決定することができる。

(3) 本条に基づく裁判所への申請については、登録官に所定の方式で通知しなければならない。登録官は出頭し、その申請に関して聴聞を受ける権原を有するものとし、また、裁判所からの指示があったときは、出頭しなければならない。

(4) 本条に基づいて裁判所が命令を出すときは、それについての通知書が所定の方式で登録官に送達されるよう指示しなければならない。また、登録官は通知書を受領したとき、それに従って登録簿を更正しなければならない。

(5) 本条に基づく登録簿の更正は、次の効果を有する。ただし、何れの場合も、裁判所が別段の指示をしたときは、この限りでない。

(a) 行われた記入事項は、記入されるべきであった日から効力を生じる。

(b) 変更された記入事項は、変更後の形で、初めから記入されていたものとして効力を有する。また

(c) 削除された記入事項は、元から効力を有していなかったものとみなす。

(6) 本条に基づいて裁判所が出す命令には、特に、一部無効の宣言を含めることができる。

第 21 条 誤記を訂正する権限

(1) 登録官は、本条の規定に従い、登録出願若しくは意匠の表示における誤記又は意匠登録簿における誤記を訂正することができる。

(2) 訂正は本条によって行うことができ、利害関係人が作成し、所定の手数料を添付した、書面による請求に基づいて行うか又はそのような請求がないときでも行うことができる。

(3) 登録官は、本法に基づいて行われた請求によらないで前記の訂正をしようとするときは、場合により、その意匠に係る登録所有者又は登録出願人及び登録官が関係人と考える他の者に通知しなければならない。また、訂正をする前に、当該人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 22 条 登録意匠の閲覧

(1) 意匠が本法に基づいて登録された場合は、登録証が付与された日以降、次のものが特許庁において閲覧に供される。

(a) 意匠の表示又は見本

本項は、(4)及び本法第5条(2)に基づいて定められた規則に従うことを条件として効力を有する。

(4) 本法に基づく意匠の登録出願が拒絶され又は本法に基づく出願が意匠に関して放棄された場合は、次のものは、いつでも特許庁での閲覧に供されず又は登録官により公表されない。

(a) 当該意匠に関する限り、その出願、及び

(b) 提出済であって、当該意匠に係る表示、見本又はその他の書類、

第 23 条 登録意匠権の存在についての情報

人が登録官に、意匠を特定することができる情報を提供して請求し、かつ、所定の手数料を納付したときは、登録官は、請求人に次の事項を通知しなければならない。また、登録日並びに登録所有者の名称及び宛先を通知しなければならない。

- (a) その意匠が登録されているか否かということ、及び
- (b) 登録意匠権の存続期間が延長されているか否かということ

訴訟手続：一般

第 24A 条 侵害訴訟

- (1) 登録意匠権の侵害については、登録所有者が訴訟を提起することができる。
- (2) 侵害訴訟においては、所有権侵害について利用可能なものと同じく損害賠償、差止命令、利益計算その他すべての救済を利用可能とする。
- (3) 本条は、第 24B 条(善意の侵害者の免責)に従うことを条件として効力を有する。

第 24B 条 善意の侵害者の免責

- (1) 登録意匠権の侵害に関する訴訟において、侵害をした日には、その意匠が登録されていたことを知らなかったこと及び登録されていると考える適切な理由を有していなかったことを証明した被告に対しては、損害賠償は免れる。
- (2) (1)の適用上、製品に次の語で表示がなされているのみでは、人がその意匠で意匠登録されていたことを知っていた又は知るべき適切な理由を有していたとみなしてはならない。
 - (a) 「登録済」の単語若しくはその略語、又は
 - (b) 製品に利用されているか若しくは組み込まれている意匠が登録されていることを表示しているか若しくは含意している 1 又は複数の単語ただし、意匠番号又はインターネットリンクが問題の 1 又は複数の単語又は略語に付記されていた場合はこの限りでない。
- (2A) (2)のインターネットリンクとは、インターネット上でのアドレスであって、
 - (a) 公衆が無料でアクセスでき、
 - (b) 当該意匠の製品と明確な関係があるのも
- (3) 本条は、登録意匠権についての侵害訴訟において、裁判所が差止命令を出す権限に影響を及ぼすものではない。

第 24C 条 引渡し命令

- (1) 人が、
 - (a) 侵害物品を営業目的で所持、保管若しくは管理しているか、又は
 - (b) そのものが侵害物品を作るために使用されているか若しくは使用される筈であることを知っているか又はそのように信じる理由を有しながら、物品を作るために登録意匠である特定の意匠に特に一致させて設計された若しくは適合されたものを所持、保管若しくは管理している場合は、当該登録所有者は、侵害物品又は他のものを、自己又は裁判所が指示する者に引き渡す旨の命令を裁判所に申請することができる。
- (2) 申請は、本条の以下に続く規定に指定された期間の終了後はすることはできず、裁判所が第 24D 条に基づく命令(侵害物品等の処分についての命令)を出す又はその命令を出す理由があると裁判所が判断するのでなければ、命令を出してはならない。
- (3) 本条に基づく命令の申請は、(4)に従うことを条件として、問題の物品又はものが作られた日後 6 年の期間後にすることはできない。
- (4) 前記期間のすべて又は一部の間登録所有者が次の事情にあるときは、その登録所有者が行為無能力でなくなった日後又は場合により前記の事実を合理的な継続的努力をもって発

見ることができた筈の日後 6 年の期間の終了前の如何なるときにも申請をすることができる。

(a) 行為無能力であるか、又は

(b) 命令を申請する権原が自己に与える事実を発見することが詐欺又は秘匿によって妨げられている場合

(5) (4)における「行為無能力」とは、

(a) イングランド及びウェールズにおいては、1980 年期限法におけるのと同じ意味を有する。

(b) スコットランドにおいては、1973 年時効及び期限(スコットランド)法の意味内の法的無能力を意味する。

(c) 北アイルランドにおいては、1958 年期限(北アイルランド)法におけるのと同じ意味を有する。

(6) 本条に基づく命令の遂行によって侵害物品又は他のものの引渡しを受ける者は、第 24D 条の命令が出されない場合は、同条に基づく命令が出されるまで又はその命令を出さない決定まで、それを保持するものとする。

(7) 「営業目的」の物品に関してなされる行為への(1)における言及は、問題の物品が業として販売又は賃貸借されるためにその行為がなされることへの言及である。

(8) 本条は、裁判所の他の権限に影響を及ぼすものではない。

第 24D 条 侵害物品等の処分についての命令

(1) 第 24C 条に基づく命令の遂行によって引き渡された侵害物品又は他のものが次のとおりとされることの命令を裁判所へ申請することができるが、当該命令を出すべきでないとする決定を申請することもできる。

(a) 没収して登録所有者へ渡す、又は

(b) 廃棄するか若しくは裁判所が適切と考えるように処理する。

(2) 裁判所は如何なる命令(該当する場合)を出すべきかの検討において、登録意匠権の侵害訴訟で利用可能な他の救済が、登録所有者への補償と利益の保護のために適切か否かを考慮しなければならない。

(3) 裁判所は、物品又は他のものの利害関係人が 2 以上ある場合は、裁判所が正当と考える命令を出すものとし、その物が販売又は他に処理され、利益が分割される旨を(特に)指示することができる。

(4) 裁判所が本条に基づいて命令を出すべきでないと決定した場合は、物品又は他のものが引き渡される前に所持、保管又は管理していた者は、その返却を受ける権原を有する。

(5) 物品又は他のものの利害関係人への本条における言及には、その物品又は他のものに関してその者のために次のとおり命令を出すことができる如何なる者をも含む。

(a) 本条に基づいて

(b) 1994 年商標法第 19 条に基づいて、又は

(c) 1988 年著作権・意匠・特許法第 114 条、第 204 条又は第 231 条に基づいて

第 24E 条 県裁判所及び執行官裁判所の管轄権

(1) 北アイルランドにおいては、問題の侵害物品又は他のものの価値が不法侵害訴訟に關す

る県裁判所の制限を越えない場合は、県裁判所は本法の以下に続く規定に基づく手続を受け入れることができる。

第 24C 条(侵害物品等の引渡しについての命令)

第 24D 条(侵害物品等の処分についての命令), 又は

第 24F 条(8)(併存する権利を有する排他的ライセンシーによる申請)

(2) スコットランドにおいては、前記規定に基づく命令についての手続は執行官裁判所へ提起することができる。

(3) 本条は、(スコットランドの)民事上級裁判所又は北アイルランドの高等法院の管轄権に影響を与えるものと解釈してはならない。

第 24F 条 排他的ライセンスの権利及び救済

(1) 登録意匠に関して、排他的ライセンシーは、登録所有者に対する場合を除き、ライセンスの付与後に発生する事項に関して、ライセンスが譲渡であるものとして同じ権利と救済を受ける。

(2) ライセンシーが受ける権利と救済は、登録所有者のそれらと併存するものであり、侵害に関して、本法の規定における登録所有者への言及は、相応に解釈する。

(3) 本条によって排他的ライセンシーにより提起された訴訟において、被告は、その訴訟が登録所有者によって提起されていたならば本人に利用可能な筈の抗弁を利用することができる。

(4) 登録所有者又は排他的ライセンシーによって提起された登録意匠権の侵害訴訟が、登録所有者と排他的ライセンシーが併存する訴訟権を有する侵害に(全体的又は部分的に)関する場合は、所有者又は場合により排他的ライセンシーは、他方が原告として参加しているか又は被告として加わっているものでなければ、裁判所の許可なく訴訟手続を進めることはできない。

(5) (4)の遂行によって被告として加えられた登録所有者又は排他的ライセンシーは、手続に参加するののでなければ訴訟費用を負担させられない。

(6) (4)及び(5)は、登録所有者又は排他的ライセンシーの申請に対する仮の救済の付与に影響を与えるものではない。

(7) 登録意匠権の侵害訴訟が提起され、それが登録所有者と排他的ライセンシーが併存する訴訟権を有する侵害に(全体的又は部分的に)関する場合は、次のとおりとし、これらの規定は所有者と排他的ライセンシーが双方とも訴訟の当事者であるか否かに拘らず適用される。

(a) 裁判所は、損害賠償金の評価において、

(i) ライセンス条件、及び

(ii) 侵害について何れかの当事者に既に付与されたか又は利用可能な金銭的救済、を考慮し、

(b) 侵害について一方に有利なように損害賠償金が裁定されているか又は利益計算が指示されている場合は、利益計算は指示されず、また

(c) 裁判所は、利益計算が指示される場合は、裁判所が正当と考えるように利益を双方の間で按分する。ただし、双方の間に契約があればそれに従うことを条件とする。

(8) 登録所有者は、第 24C 条に基づく命令(侵害物品等の引渡し命令)を申請する前に併存する権利を有する排他的ライセンシーに通知しなければならず、裁判所は、ライセンシーの申

請があるときは、ライセンス条件を考慮して裁判所が適切と考えるように同条に基づく命令を出すことができる。

第 24G 条 「侵害物品」の意味

- (1) 本法において、意匠に関して「侵害物品」とは本条に従って解釈するものとする。
- (2) 物品は、その意匠でのその作成が登録意匠権の侵害であった場合は、侵害物品となる。
- (3) 次の場合も物品は侵害物品である。
 - (a) 連合王国へ輸入されているか又は輸入を提案されており、かつ
 - (b) 連合王国におけるその意匠でのその作成が登録意匠権の侵害又は当該登録意匠に関する排他的ライセンス許諾契約の違反となる筈であった場合
- (4) 登録意匠である意匠で物品が作成されていることが証明された場合は、反証がない限り、登録意匠権が存続しているときにその物品が作成されたものと推定する。
- (5) (3)の如何なる規定も、2018年欧州連合(離脱)法第3条又は第4条の結果として保持されたEU法の一部をなすすべてのものによって連合王国に適法に輸入することができる物品に適用されるものと解釈してはならない。

第 25 条 登録の有効性が争われたことについての証明書

- (1) 訴訟によって意匠登録の有効性が争われ、裁判所が、如何なる範囲においても、意匠は有効に登録されていると認定した場合は、裁判所は、その訴訟によって意匠登録の有効性が争われたことを証明することができる。
- (2) 前記の証明書が与えられ、その後、当該登録意匠権の侵害又は当該意匠登録の無効についての後の訴訟において、登録所有者を勝訴させる確定命令又は確定判決が出されたときは、登録所有者は、裁判所が別段の指示をしたときを除き、弁護士と依頼人の間の費用を請求する権原を有する。ただし、本項は訴訟における審判請求の費用には適用しない。

第 25A 条 職業意匠代理人特別名簿に記載されている者との通信についての特権

- (1) 本条は、意匠の登録意匠としての保護に関係する事項に関する通信に適用する。
- (2) 当該通信であって、
 - (a) ある者と職業意匠代理人との間のもの、又は
 - (b) ある者が職業意匠代理人に指示する目的で求めている情報の取得を目的とする又は当該情報の請求に応答するものは、ある者と弁護士との間の通信又は場合により、ある者が弁護士に指示する目的で求めている情報の取得を目的とする又は当該情報の請求に応答する通信と同様に、訴訟手続における開示を免れる特権を与えられ又はスコットランドでは開示から保護される。
- (3) (2)において、「職業意匠代理人」は、EU法において効力を有する共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則(EC)6/2002第78条(4)という欧州連合知的財産権庁が維持する意匠事件に関する職業代理人特別名簿に名称が掲載されている者を意味する。

不当な脅迫

第 26 条 侵害訴訟手続の脅迫

(1) 伝達は、受け手の立場にある分別のある人がその伝達から次のとおり理解する筈であるときは、「侵害訴訟手続の脅迫」を含む。

(a) 登録意匠が存在し、

(b) ある者が、次の行為による登録意匠権の侵害に対し他人に対して(連合王国においてか他の地かを問わず裁判所に)訴訟を提起しようとしている。

(i) 連合王国において実行された行為、又は

(ii) 実行されたならば連合王国において実行された筈である行為

(2) 本条及び第 26C 条において「受け手」というときは、公衆又は公衆の一部に向けられる伝達の場合は、伝達が向けられる特定者を含む。

第 26A 条 訴訟を提起することができる脅迫

(1) (2) から (5) までに従うことを条件として、侵害訴訟手続の脅迫は、この脅迫の被害者によって訴訟を提起することができる。

(2) 侵害訴訟手続の脅迫は、侵害が次から成ると主張されるときは訴訟を提起することができない。

(a) 処分のために製品を製造すること、又は

(b) 処分のために製品を輸入すること

(3) 侵害訴訟手続の脅迫は、侵害がその行為がなされたならば(2) (a) 又は(b)にいう種類の侵害を構成する筈である行為から成ると主張されるときは訴訟を提起することができない。

(4) 侵害訴訟手続の脅迫は、脅迫が次のとおりであるときは訴訟を提起することができない。

(a) 脅迫が、製品に関して(2) (a) 又は(b)にいう行為をしたか又はしようとする者に対してなされ、

(b) 当該製品に関するその他の行為から成ると主張される侵害についての訴訟手続の脅迫。

(5) 明示的な脅迫でない侵害訴訟手続の脅迫は、それが許可された伝達に含まれるときは訴訟を提起することができない。

(6) 第 26C 条及び第 26D 条において「訴訟を提起することができる脅迫」は、本条に従って訴訟を提起することができる侵害訴訟手続の脅迫を意味する。

第 26B 条 許可された伝達

(1) 第 26A 条(5)の適用上、侵害訴訟手続の脅迫を含む伝達は次のとおりであるときは「許可された伝達」である。

(a) 伝達が、脅迫に関係する情報を含む限りにおいて許可された目的のためになされる。

(b) 脅迫に関係する情報のすべてが、次のとおりである。

(i) 当該目的のために必要であり(必要な情報の例については(5) (a) から(c) までを参照)

(ii) 伝達をする者が真実であると合理的に信じる。

(2) 次のそれぞれは、「許可された目的」である。

(a) 登録意匠が存在する旨を通知すること

- (b) 登録意匠権が、第 26A 条(2) (a)又は(b)にいう行為によって侵害されたか否か又は誰によって侵害されたかを知ること
- (c) 権利について他人が知っていることが登録意匠に関して提起することができる何れかの手続に関連する場合に、ある者が登録意匠に基づく権利を有する旨を通知すること。
- (3) 裁判所は、(2) (a)から(c)までの目的の性質に照らして、そうすることが公正に適うと思料するときは何れかの他の目的を「許可された目的」とみなすことができる。
- (4) ただし、次は「許可された目的」とみなすことはできない。
 - (a) 意匠が組込まれた又は適用された製品に関する何らかのことを商業目的であることを停止するようある者に請求すること
 - (b) 意匠が組込まれた又は適用された製品を引き渡し若しくは廃棄するようある者に請求すること、又は
 - (c) 意匠が組込まれた又は適用された製品に関する約束をするようある者に請求すること
- (5) 次の何れかの情報が許可された目的のためになされる伝達に含まれるときは、それは「当該目的のために必要な」((1) (b) (i)参照)情報である。
 - (a) 登録意匠権が存在し効力を有する又は意匠出願がなされている旨の陳述
 - (b) 登録意匠又は登録意匠権の詳細であって次のとおりのものであり
 - (i) すべての重要な点において正確であり
 - (ii) 何れの重要な点においても誤認を与えるものでない。
 - (c) 意匠が組込まれた又は適用されたと主張される製品の特定を可能にする情報。

第 26C 条 救済及び防御

- (1) 訴訟を提起することができる脅迫に係る訴訟手続は、脅迫をした者に対して次に関して提起することができる。
 - (a) 脅迫が不当である旨の宣言
 - (b) 脅迫の継続の差止命令
 - (c) 脅迫の理由で被害者が被った損害の賠償
- (2) 訴訟手続の脅迫をした行為が登録意匠権侵害を構成する(又は行為が実行されたならば登録意匠権侵害を構成する筈である)ことを、脅迫をした者が証明することは防御である。
- (3) 脅迫をした者が次を証明することは防御である。
 - (a) その者が、合理的な手段を講じたにも拘らず、脅迫の主題である製品に関して第 26A 条(2) (a)又は(b)にいう行為をした何人をも特定していないこと
 - (b) その者が、講じる手段について、脅迫をする前又はその時に受け手に通知していたこと

第 26D 条 職業顧問

- (1) 訴訟を提起することができる脅迫に係る訴訟手続は、(3)の条件が合うときは職業顧問(又は当該顧問の行為について全責任を負う立場にある者)に対しては提起することができない。
- (2) 本条において、「職業顧問」とは脅迫を含む伝達をすることに関して次の者を意味する。
 - (a) 法律サービス又は商標代理人若しくは特許代理人のサービスの提供において職業資格で行為し

(b) 法律サービス又は商標代理人若しくは特許代理人のサービスの提供において1又は複数の規制機関によって(規制機関の会員としてか、業務免許証の交付によってか又はその他の方法によってかを問わず)規制される。

(3) 当該条件は次のとおりである。

(a) 伝達を行うにおいて職業顧問が他人の指示で行為しており、

(b) 伝達が行われるときに職業顧問が誰の指示に基づいて行為しているかを特定する。

(4) 本条は職業顧問が指示を受けて行為している者の責任に影響を与えない。

(5) (1)が適用される旨を主張する者は関係する時に次のとおりであることを(求められるときに)証明するものとする。

(a) 当該人が職業顧問として行為しており

(b) (3)の条件に合っていた。

第 26E 条 補則：係属中の登録

(1) 第 26 条及び第 26B 条において、登録意匠というときは、第 3 条に基づいてなされた意匠登録出願への言及を含む。

(2) 侵害訴訟手続の脅迫が登録出願がなされた後に(ただし、登録前に)なされる場合、第 26C 条(2)において「登録意匠」というときは、当該出願に従った登録意匠への言及とみなす。

第 26F 条 補則：引渡し等の手続

第 26 条(1)(b)において、登録意匠権侵害訴訟手続というときは、以下の手続への言及を含む。

(a) 第 24C 条に基づく命令(引き渡し命令)、及び

(b) 第 24D 条に基づく命令(侵害製品の廃棄命令)

裁判所及び審判

第 27 条 裁判所

- (1) 本法において、「裁判所」は、次の裁判所を意味する。
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、高等法院(第 27A 条(6))
 - (b) スコットランドにおいては、民事上級裁判所、及び
 - (c) 北アイルランドにおいては、高等法院
- (2) イングランド及びウェールズの高等法院における訴訟に関し、裁判所規則による規定を制定し、本法に基づく付託及び申請を、イングランド及びウェールズ首席裁判官が大法官と協議の上、その目的で選任する裁判官が処理するようにすることができる。
- (3) 首席裁判官は、(2)に基づく職務を行使する裁判官(2005 年憲法改正法第 109 条(4)に定義される)を指名することができる。

第 27A 条 登録官の決定に対する不服申立

- (1) 本法に基づく登録官の決定に対する不服申立は、次の者に行うことができる。
- (a) 大法官に指名された者(「被指名者」)、又は
 - (b) 裁判所
- (2) 本条に基づく被指名者に対する不服申立に関しては、被指名者は、次の場合は、不服申立を裁判所に付託することができる。
- (a) 被指名者にとって、全般的に法的に重要な論点が含まれていると判断される場合
 - (b) 不服申立が裁判所に付託されることを登録官が要求する場合、又は
 - (c) 不服申立の対象となった決定がなされた登録官の下における手続の何れかの当事者がそのような要求をする場合
- (3) (2)に基づき不服申立を裁判所へ付託する前に、被指名者は、申立人及び当該不服申立の他の当事者に対し、そのような付託をすべきか否かに関して意見表明をする機会を与えなければならない。
- (4) 本条に基づく被指名者に対する不服申立に関し、被指名者が不服申立を裁判所に付託しない場合は、
- (a) 被指名者は不服申立を審理し、決定しなければならず、かつ
 - (b) 被指名者の決定は最終である。
- (5) 第 30 条及び第 31 条(費用、証拠)は、登録官の下での手続に適用されるのと同様に、被指名者の下での手続に適用される。
- (6) 本条をイングランド及びウェールズに適用するに際しては、「裁判所」とは高等法院をいう。

第 27B 条 被指名者は不服申立を審理し、決定する

- (1) 次の者を除き、何人も第 27 条(1) (a)に基づく被指名の適格者ではない。
- (a) 5 年を基準として法曹資格条件を満たす者
 - (b) 少なくとも 5 年間スコットランドでの法廷弁護士又は事務弁護士である者
 - (c) 少なくとも 5 年間北アイルランド弁護士会会員又は北アイルランド裁判所の事務弁護士である者、又は

- (d) 司法事務所を有する者
- (2) 被指名者は、(3)から(5)までに従って、その指名期間中に在職しなければならない。
- (3) 被指名者は、大蔵省の承認により国務大臣が決定する報酬(俸給によるか手数料によるかを問わず)及び手当の支払いを受ける。
- (4) 被指名者は、大法官への書面による通知により職を辞することができる。
- (5) 大法官は、次の場合は、被指名者(A)を書面の通知により解任することができる。
 - (a) Aが破産し又はAの債権者と和議を行い又はスコットランドにおいて、Aの財産が没収され、AがAの債権者に対して担保信託証書を作成し又は和解契約を結んだ場合
 - (b) Aが肉体的又は精神的疾病により無能力になった場合、又は
 - (c) Aが、大法官の見解によれば、被指名者としてのAの職責の遂行不能又は不適格となった場合
- (6) 第27A条又は本条に基づく権限を行使する前に、大法官は国務大臣に相談しなければならない。
- (7) 大法官は、適切な上席裁判官の同意を得た上でのみ(5)に基づく被指名者の解任を行うことができる。
- (8) 適切な上席裁判官とは、次の場合を除き、イングランド及びウェールズ主席裁判官である。
 - (a) 解任すべき者が全面的に又は主としてスコットランドにおいて職務を執行している場合。この場合は、民事公訴院院長である。又は
 - (b) 解任すべき者が全面的に又は主として北アイルランドにおいて職務を執行している場合。この場合は、北アイルランド主席裁判官である。

意見提供

第 28A 条 意匠に関する意見

(1) 国務大臣は、次に関係する特定の事項に関する意見を登録官に要求することについての規定を細則により定めることができる。

(a) 本法に基づいて登録された意匠

(b) 別に定める種類の意匠

(2) 細則は、登録官に対し、次の場合を除き、細則に基づく要求に応じて意見を提供するよう求めなければならない。

(a) 特定のケース又は状況の場合、又は

(b) 何らかの理由により、登録官が、あらゆる状況に鑑みて、そうすることが不適切であると判断する場合

(3) 細則は、細則に基づいてなされた要求が次のものを伴わなければならないことを規定することができる。

(a) 特定の金額の手数料

(b) 特定の情報

(4) 細則は、細則に基づき登録官が提供した意見が如何なる目的にも拘束されないことを規定しなければならない。

(5) 細則は、登録官も審査官又は特許庁の他の職員も、次の事項を理由として又は次の事項に関して、如何なる責任も負わないことを規定しなければならない。

(a) 細則に基づいて提供された意見、又は

(b) 当該意見を提供する目的で行われた検査又は調査

(6) 細則に基づき登録官が提供する意見は、第 27A 条の適用上、登録官の決定として扱われない。

(7) ただし、細則は、細則に基づいて提供された意見に関する不服申立てであって、第 27A 条に基づいて指名された者に対するものについて規定しなければならない。また、細則は当該不服申立に関して更なる規定を定めることができる。

(8) 細則は、登録官に裁量権を与えることができる。

(9) 本条に基づく細則は、

(a) 異なる目的で異なる規定を定めることができ、

(b) 結果として生じる規定、付随して起こる規定、補足規定、移行規定、一時的規定又は救済規定を含むことができる。

(10) 本条において「特定の」とは、本条に基づく細則において特定されたものをいう。

登録官の権限及び責務

第 29 条 登録官による裁量権の行使

本法に基づく手続の当事者を聴聞すること又は当該当事者に聴聞の機会を与えることを登録官に要求している本法の如何なる規定も害することなく，登録官は，国務大臣が本法に基づいて制定した規則によって，本法により又は本法に基づいて登録官に与えられた裁量権を意匠登録出願人にとって不利になるよう行使する前に，出願人に聴聞を受ける機会を与えることを要求されるものとする。

第 30 条 費用及び費用の担保

(1) 国務大臣が本法に基づいて制定する規則には，本法に基づいて登録官に対して取られる法的手続に関し，登録官に次の権限を付与する規定を設けることができる。

(a) 登録官が適切と考える費用を当事者に裁定すること，及び

(b) 費用の支払義務者及び支払方法について指示すること

(2) 登録官の当該命令は，次の方法で執行することができる。

(a) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいては，高等法院の命令と同一の方法

(b) スコットランドにおいては，民事上級裁判所が出す経費令と同一の方法

(3) 国務大臣が本法に基づいて制定する規則には，所定の事情の場合は，登録官に，次の事項に関する費用について人に担保の提供を要求する権限を付与し，その担保が提供されなかったときは，それに係る申請又は審判請求を放棄されたものとして処理することができるようにする規定を設けることができる。

(a) 意匠登録の無効を求める申請

(c) 本法に基づく登録官の決定に対する審判請求

第 31 条 登録官に提出する証拠

国務大臣が本法に基づいて制定する規則には，次の事項についての規定を設けることができる。

(a) 登録官における本法に基づく手続において，宣誓供述書又は司法手続外誓約書による証拠を提出することに関するもの

(b) 宣誓した証人の尋問並びに書類の開示及び提出に関し，登録官に高等裁判所又は司法裁判所の公式審理人が有する権限を付与すること，及び

(c) 当該審理人における手続への証人の出席に適用される規則を，登録官における手続への証人の出席に適用すること

第 31A 条 様式の使用を要求する権限

(1) 登録官は，次のものについて登録官が指示する様式の使用を要求することができる。

(a) 意匠の登録出願

(b) 意匠の表示若しくは見本又は特許庁に提出するその他書類

(2) 様式及びそれらの使用についての登録官による指示は，所定の方法で公表される。

違法行為

第 33 条 第 5 条に対する違法行為

(1) 人が第 5 条に基づいて出された指示に従わなかった又は同条に違反して意匠登録出願をしたか若しくはさせたときは、当該人は違法行為の責を負い、次の刑罰に処せられる。

- (a) 起訴に基づく有罪判決により、2 年以下の懲役若しくは罰金又はそれらの併科
- (b) 陪審によらない有罪判決により、6 月以下の懲役若しくは法定限度額を超えない範囲での罰金又はそれらの併科

第 34 条 登録簿の虚偽記入等

人が意匠登録簿に虚偽の記入をし若しくは記入をさせ、登録簿記入事項の謄本であると偽称する書面を作成し若しくは作成させ又は記入事項又は書面が偽りであることを知りながら、そのような書面を証拠として提出若しくは提供し若しくは提出若しくは提供させた場合は、当該人は、違法行為の責を負い、次の刑罰に処せられる。

- (a) 起訴に基づく有罪判決により、2 年以下の懲役若しくは罰金又はそれらの併科
- (b) 陪審によらない有罪判決により、6 月以下の懲役若しくは法定限度額を超えない範囲での罰金又はそれらの併科

第 35 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表明に対する罰金

(1) 人が、自己の販売する何れかの製品に利用されている又は組み込まれている意匠は登録を受けている旨の虚偽の表明をしたときは、当該人は陪審によらない有罪判決により、標準等級のレベル 3 以下の罰金刑に処せられる。本規定の適用上、「登録済」という単語又は製品に利用されている又は組み込まれている意匠が登録されている旨を表示又は含意する他の文言を押印、刻印若しくは銘記その他の方法で使用している製品を販売した者は、製品に利用されている又は組み込まれている意匠は登録されている旨を表明したものとみなす。

(2) 登録意匠権が消滅した後、意匠が利用されている又は組み込まれている製品に、人が「登録済」という単語又は当該意匠には本法に基づく権利が存続していることを含意する文言を表示するか又はそのような製品にそのように表示させるようにしたときは、当該人は、陪審によらない有罪判決により、標準等級のレベル 1 以下の罰金刑に処せられる。

(3) 本条の適用上、次のものの連合王国における使用は、その言及が連合王国以外での登録に対するものであり意匠が事実そのとおりに登録されていることを証明されない限り、本法に基づく登録を表明したものとみなす。

- (a) 「登録済」という単語、又は
- (b) 登録への言及(明示又は暗示)を意味する他の何らかの語又は記号

第 35ZA 条 業としての意匠に係る無許可の複製等の違法行為

(1) 何人も次の場合は違法行為をしている。

- (a) 当該人が、業として、次の製品を作るために登録意匠を意図的に複製する。
 - (i) まさしくその意匠通りのもの、又は
 - (ii) その意匠と些細な部分でのみ異なる特徴を備えたもの
- (b) 当該人が、次の状況でありながら、そうする。

- (i) その意匠が登録意匠であることを知っている又はそう信じる理由を有している。及び
 - (ii) 意匠の登録所有者の同意を得ていない。
- (2) (3)は、ある製品に関し、次の状態にある製品を作るために登録意匠が意図的に複製された場合に適用される。
- (a) まさしくその意匠通りのもの、又は
 - (b) その意匠と些細な部分でのみ異なる特徴を備えたもの
- (3) 何人も次の場合は違法行為をしている。
- (a) 当該人が、業として、製品を提供し、市場に出し、輸入し、輸出し若しくは使用し又はそれらの目的の1又は複数のために製品を所持する。
 - (b) 当該人が意匠の登録所有者の同意なしにそうする、及び
 - (c) 当該人が、次のことを知っており又はそう信じる理由を有しながら、そうする。
- (i) ある意匠が、まさしく意匠通りの製品又はその意匠と些細な部分でのみ異なる特徴を備えた製品を作るために、登録所有者の同意なしに意図的に複製されたこと、及び
 - (ii) その意匠が登録意匠であること
- (4) 違法行為の責めを負わされた者にとって、当該人が意匠登録は無効であったと合理的に信じる旨を示すことは抗弁となる。
- (5) また、本条に基づく違法行為の責めを負わされた者にとって、次のことを示すことも抗弁となる。
- (a) 当該人は意匠に係る権利を侵害しなかったこと、又は
 - (b) 当該人は自らそうしなかったと合理的に確信していたこと
- (6) (3)における業としての製品の使用への言及は、事業の遂行に単に付随して起こる目的での製品の使用への言及を含まない。
- (8) 本条に基づく違法行為の罪を犯した者は、次の責を負う。
- (a) 起訴による有罪判決により、10年を超えない懲役若しくは罰金又はその両方
 - (b) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドでは略式判決により、6月を超えない懲役若しくは法定限度を超えない罰金又はその両方
 - (c) スコットランドでは略式判決により、12月以下の懲役若しくは法定限度を超えない罰金又はその両方

第 35ZB 条 第 35ZA 条：行使

- (1A) 第 35ZA 条の行使の目的で地域度量衡機関又は北アイルランド企業貿易投資省に利用可能な捜査権限については、2015 年消費者権利法の附則 5 を参照のこと。
- (2) 1968 年取引表示法の施行を容易にする目的での情報の開示を許可する如何なる法律も、次の通り適用される。
- (a) 第 35ZA 条が当該法の規定であるものとして、及び
 - (b) 当該条の施行に関する何人かの機能が、当該法に基づく機能であるものとして
- (3) 本条の如何なる規定も、地域度量衡機関がスコットランドにおいて訴訟を起こすことを認めるものと解釈してはならない。

第 35ZC 条 第 35ZA 条：イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおける没収

- (1) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいて、第 35ZA 条に基づく違法行

為の捜査又は訴追に関して、関連する製品又は物品を入手した者は、本条に基づき、当該製品又は物品の没収の命令を求める申請をすることができる。

(2) 「関連する製品」とは、登録意匠を意図的に複製することにより、まさにその意匠通りに作られた製品又は登録意匠と些細な点においてのみ異なる特徴を有する製品をいう。

(3) 「関連する物品」とは、登録意匠の複製を意図的に作成するために特別に設計され、適合化された物品をいう。

(4) 本条に基づく申請は、次の通りすることができる。

(a) 製品又は物品の一部又はすべてに関する第 35ZA 条に基づく違法行為について裁判所に訴訟が起こされている場合は、当該裁判所に対して

(b) 製品又は物品の没収を求める如何なる申請も (a) に基づいてなされていない場合は、治安判事裁判所への申立により

(5) 本条に基づく申請があったときは、裁判所は、製品又は物品に関して第 35ZA 条に基づく違法行為があったと認める場合にのみ、製品又は物品の没収命令を発令することができる。

(6) 裁判所は、何らかの製品又は物品に関して、それらの代表である製品又は物品に関して(同一意匠であるか又は同一荷口若しくはバッチの一部であるかその他であることの理由を問わない)当該違法行為がなされたと認める場合は、本条の適用上それらに関して当該違法行為がなされたと推定することができる。

(7) 本条に基づき、治安判事裁判所が発した命令により又は当該裁判所が行った当該命令を発しない決定により被害を受けた者は、当該命令又は決定に対し、次の通り上訴することができる。

(a) イングランド及びウェールズでは、刑事裁判所へ

(b) 北アイルランドでは、県裁判所へ

(8) そのように発令された命令は、命令の施行並びに上訴(1980 年治安判事裁判所法第 111 条又は 1981 年治安判事裁判所(北アイルランド)命令第 146 条に基づく申請を含む)の実行及び決定を延期するために裁判所が適切と判断する規定を含むことができる。

(9) (10) に従うことを条件として、本条に基づいて没収された如何なる製品又は物品も、裁判所が発する指示に従って廃棄されるものとする。

(10) 本条に基づく命令を発するに際し、裁判所は、そうすることが適切と判断する場合は、命令が関係する製品又は物品を裁判所が指定する者に指定する条件で引き渡す(廃棄する代わりに)よう指示することができる。

第 35ZD 条 第 35ZA 条：スコットランドにおける没収

(1) スコットランドにおいて、裁判所は、(第 35ZC 条により定義された)関連する製品又は物品の没収命令を発令することができる。

(2) 本条に基づく命令は、次の通り発令することができる。

(a) 1995 年刑事訴訟(スコットランド)法第 134 条に定める方法で地方検察官がした申請に基づいて、又は

(b) ある者が第 35ZA 条に基づく違法行為で有罪と宣告された場合は、裁判所が課す他の処罰に加えて

(3) (2) (a) に基づく申請により、裁判所は、関連する製品又は物品に関して第 35ZA 条に基

づく違法行為がなされたと認める場合にのみ、関連する製品又は物品の没収命令を発令することができる。

(4) 裁判所は、何らかの製品又は物品に関して、それらの代表である製品又は物品に関して(同一意匠であるか又は同一荷口若しくはバッチの一部であるかその他であることの理由を問わない)当該違法行為がなされたと認める場合は、本条の適用上それらに関して当該違法行為がなされたと推定することができる。

(5) (2) (a)に基づく申請を行う地方検察官は、申請が関係する製品又は物品の所有者であるか又はそれらに利害関係を有すると認める者に対し、申請の写し及びそれらの者が申請の審理に出頭して当該製品又は物品が没収されるべきでない理由を示す機会を与える通知を送達しなければならない。

(6) (5)に基づく送達は、1995年刑事訴訟(スコットランド)法に基づく略式手続における被告人の出頭通告について定められた方法で実行されなければならない、また当該送達は、そこに定められた方法で証明することができる。

(7) (5)に基づき通知の送達を受けた者及び本条に基づく申請が関係する製品又は物品の所有者であるか又はそれらに利害関係を有すると主張する他の者は、申請の審理に出頭して、当該製品又は物品が没収されるべきでない理由を示す権原を有する。

(8) 裁判所は、次の場合は、(2) (a)に基づく申請に続く命令を発令してはならない。

(a) (5)に基づき通知の送達を受けた者が出頭しない場合。ただし、その者への通知の送達が証明されるときはこの限りでない。又は

(b) (5)に基づく如何なる通知も送達されていない場合。ただし、裁判所が事情により当該通知を送達しないことが合理的であったと認めるときは、この限りでない。

(9) (2) (a)に基づく申請に続いて製品又は物品の没収命令が発令された場合は、商品、材料又は物品が没収されるべきでない理由を示すために出頭した又は出頭の権原を有した者は、命令発令から21日以内に、差し止め訴状により最高法院へ上訴することができる。

(10) 1995年刑事訴訟(スコットランド)法第182条(5) (a)から(e)までは、同法第2部に基づき規定されるケースに適用されるのと同様に(9)に基づく上訴に適用される。

(11) (2) (a)に基づく申請に続く命令は、次の時まで効力を生じない。

(a) 命令が発令された日の翌日に始まる21日の期間の終了まで、又は

(b) その期間内に(9)に基づいて上訴がされた場合は、当該上訴が却下され又は放棄されるまで

(12) (2) (b)に基づく申請に続く命令は、次の時まで効力を生じない。

(a) 命令に対する上訴が1995年刑事訴訟(スコットランド)法に基づいて提起できる期間の終了まで、又は

(b) その期間内に上訴がされた場合は、当該上訴が決定され又は放棄されるまで

(13) (14)に従うことを条件として、本条に基づいて没収された製品又は物品は、裁判所が発する指示に従って廃棄されなければならない。

(14) 本条に基づき命令を発令するに際し、裁判所は、そうすることが適切と判断する場合は、命令が関係する製品又は物品を裁判所が定める者に、かつ、定める条件で(廃棄する代わりに)引き渡すよう指示することができる。

(15) 本条において、「裁判所」とは、

(a) (2) (a)に基づく申請によりなされる命令に関しては、執行官裁判所をいい、

(b) (2) (b)に基づいてなされる命令に関しては、処罰を課した裁判所をいう。

第 35A 条 法人又はパートナーシップによる違法行為：幹部又はパートナーの責任

(1) 法人によりなされた本法に基づく違法行為が、取締役、管理職、秘書役若しくは他の法人幹部又はそのような資格で行動しているとみられる者の同意又は黙認によりなされたことが証明された場合は、当該人及び法人は、違法行為で有罪であり、起訴され、かつ、然るべく処罰されることを免れない。

(2) 事業がその構成員により運営される法人に関し、「取締役」とは、法人の構成員をいう。

(3) 本法に基づく違法行為であってパートナーシップによってなされたとされるものに係わる訴訟は、そのパートナーシップに対して、パートナーの名義ではなく当該企業の名義で提起するものとする。ただし、(6)又は(7)に基づくパートナーの責任を損なうことはない。

(4) 次の規定は、法人に関する当該訴訟の目的で適用される。

(a) 書類の送達に関する裁判所の規則

(b) イングランド及びウェールズにおいては、1980年治安判事裁判所法の附則3

(c) 北アイルランドにおいては、1981年治安判事裁判所(北アイルランド)命令の附則4

(5) 当該訴訟における有罪判決によりパートナーシップ(スコットランドのパートナーシップを除く)に課された罰金は、パートナーシップの資産から支払わなければならない。

(6) パートナーシップ(スコットランドのパートナーシップを除く)が本法に基づく違法行為で有罪となった場合は、違法行為の実行を知らなかったか又はそれを阻止しようと試みたことが証明された者を除き、すべてのパートナーも違法行為で有罪であり、起訴され、かつ、然るべく処罰されることを免れない。

(7) スコットランドのパートナーによりなされた本法に基づく違法行為が、パートナーシップにおけるパートナー又はその資格で行動するとされる者の同意又は黙認を得てなされたことが証明された場合は、当該人及びパートナーシップは違法行為で有罪であり、起訴され、かつ、然るべく処罰されることを免れない。

規則その他

第 36 条 規則等の制定に関する国務大臣の一般的権限

(1) 本法の規定に従うことを条件として、国務大臣は、意匠についての特許庁の業務を規制する上で及び本法により、登録官又は国務大臣の指示又は管理の下に置かれるすべての事項を規制する上で便宜であると考えられる規則を制定することができる。

(1A) 規則により、特に、次の規定を定めることができる。

(a) 特許庁に提出することができる意匠の表示若しくは見本又は他の書類の写しを提供するよう求めること

(ab) 意匠登録出願に次の事項を記載するよう要求すること

(i) 意匠を利用すること又は組み込むことを予定している製品

(ii) 別途規定される基準を典拠とする意匠の分類

(b) 登録官への申請若しくは請求に関連して又は登録官への手続に関連して実行すべき手続を規制すること及び手続に係る不備の更正を許可すること

(c) 登録官への手続において登録官を補佐する顧問を任命することに関して規定すること

(d) 意匠登録簿の調製を規制すること

(e) 特許庁にある意匠の表示その他の書類を公表し、かつ、その写しを販売する権原を付与すること

(f) 規則によって規定することを本法によって許可されているか又は要求されているすべての事柄を規定すること

(1B) 登録官を補佐するために任命された顧問の報酬は、国務大臣が財務省の同意を得て決定し、議会が提供する資金の中から支出されるものとする。

(2) 本条に基づいて制定される規則をもって、意匠に係る支部の設立について規定することができ、また、特許庁において提出すること又は行うことを本法により又は本法に基づいて要求されているすべての書類又は事柄を、当該規則に従って設立されるマンチェスター支部その他の支部において、提出する又は行うことを許可することができる。

第 37 条 規則、細則及び命令に関する規定

(2) 本法第 15 条に従って国務大臣が定める規則及び規則に基づいて登録官が発令する命令、与える指示又は実行する他の措置は、規則に定められた日付(規則又は本法の施行の前後を問わず)以降になされたか又はなされなかった事柄に関して効力を有するように発令し、与え又は実行することができる。

(3) 本法により国務大臣に付与された規則を定める権限、第 15ZA 条に基づいて命令を発令する権限及び第 28A 条に基づいて細則を定める権限は、命令書により行使できるものとする。

(4) 国務大臣が本法に基づいて定める規則又は第 28A 条に基づく細則を含む命令書は、何れかの議会の議決に従って廃止するものとする。

(4A) (4) は、第 28A 条に基づいて定められる最初の細則には適用されないが、国務大臣は、それらを含む命令書の草案が各議会に提出され、かつ、各議会の決議により承認された場合を除き、それらの細則を定めることができない。

(4B) 国務大臣は、第 15ZA 条に基づく命令を、その命令を含む命令書の草案が各議会に提出

され、かつ、各議会の決議により承認された場合を除き、発令することができない。

(5) 本法に基づいて定められた勅令は、後の勅令により取り消し又は変更することができる。

第 37A 条 電子通信の使用

(1) 登録官は、登録官に送達されるべき書類の下記の様式及び方法に関し指示を与えることができる。

(a) 電子様式、又は

(b) 電子通信の使用

(2) (1)に基づく指示をもって、書類が指示に従って送達されるために、指示で指定する 1 又は複数の追加書類を添付しなければならない旨を規定することができる。

(3) (11)及び(12)に従うことを条件として、(1)又は(2)に基づく指示が適用される書類が、指示に従わない様式又は方法で登録官に送達された場合は、登録官は、その書類を送達されなかったものとして扱うことができる。

(4) (5)は次のケースに関して適用される。

(a) 書類が電子通信を使用して送達され、かつ

(b) 書類と共に手数料が要求される。

(5) 登録官は、次を指定する指示を与えることができる。

(a) 手数料はどのように納付されるか、及び

(b) 手数料は何時納付されたとみなされるか

(6) 登録官は、電子様式により又は電子通信を使用して書類を登録官に送達する者は、その送達が確認されない限り書類が送達されたものとして扱われない旨を明記した指示を与えることができる。

(7) 登録官は、電子様式により又は電子通信を使用して登録官に送達された書類に対して送達時点を如何にして付与するかを明記した指示を与えることができる。

(8) 本条に基づく指示は、次の通り与えることができる。

(a) 一般的に

(b) 指示において特定された種類のケースに関して

(c) 特定の者に関して

(9) 本条に基づく指示は、本条に基づく後の指示により変更し又は取り消すことができる。

(10) ある者に対し登録官が行う電子通信を使用した書類の送達は、登録官による別段の定めがない限り、書類を含む電子通信を、当該人により電子通信の受領先として提供され又は登録官の利用に供された宛先に送信することにより、また、通信の送信を以て当該送達が行われたことに反証がない限り、実行されたものとみなす。

(11) ある事が所定の方法でなされなければならないとする本法の要件は、ある事が次の通りなされる場合には満たされる。

(a) 電子様式による書類を使用すること、又は

(b) それがなされる方法に適用される本条に基づく指示が遵守される場合にのみ、電子通信を使用すること

(12) 前記(11)(a)又は(b)にいう申請の場合において、本法に基づく規則に従ってなされなかった申請に対する本法での言及は、それが本条に基づく指示に従ってなされなかったこと

に対する言及を含む。

(13) 本条は、次に対して適用される。

(a) 登録官への送達に適用されるのと同様に特許庁への送達に対して、及び

(b) 登録官による送達に適用されるのと同様に特許庁による送達に対して

第 39 条 就業時間及び非就業日

(1) 登録官は、本法に基づく業務又は当該業務の内の一定の種類のを公衆が取引する目的で、特許庁が1日の内の就業していないとみなされる時間を指定し、かつ、当該目的で非就業日とする日を指定する指示を与えることができる。

(2) 本法に基づく業務が、何れかの日に、その種の業務について前項に記載した指定時間後に行われたか又はその種の業務に関する非就業日に行われた場合は、その業務は非就業日ではない翌日に行われたものとみなす。本法に基づく、何れかの事柄を実行すべき期間が、非就業日に満了するときは、当該期間は非就業日ではない翌日に延長されるものとする。

第 40 条 手数料

意匠登録及びそのための出願に関して並びに本法に基づいて生じる、意匠についてのその他の事項に関して、国務大臣が財務省の同意を得て制定した規則によって定められた手数料を納付しなければならない。

第 41 条 通知等の郵便による送達

本法により、出すことが要求されている又は許可されている通知及び本法により、実行すること又は提出することが許可されている又は要求されている申請又は他の書類は、郵便によって、発令し、実行し又は提出することができる。

第 42 条 登録官の年次報告書

特許意匠商標長官は、1977年特許法の実施に関する年次報告書に、本法が前記特許法の一部を構成しているか又はそれに含まれているものとして、本法の実施に関する報告を記載しなければならない。

第 43 条 除外規定

(2) 本法の如何なる規定も、国又はその権原を直接又は間接に国から得ている者が、関税又は消費税に関する法律に基づいて没収した製品を販売又は使用する権利に影響を及ぼさない。

第 44 条 解釈

(1) 本法において、文脈上別段の要求がされている場合を除き、次の用語は、それらの語法によって個々に与えられている意味を有する。

「譲受人」は、死亡した譲受人の代理人を含み、また、ある者の譲受人というときは、その代理人の譲受人又は当該人の譲受人を含む。

「創作者」(意匠に関する)は、第2条(3)及び(4)によって定められた意味を有する。

「複合製品」は、第1条(3)によって、それに付与された意味を有する。

「裁判所」は、第 27 条に従って解釈されるものとする。

「意匠」は、第 1 条(2)によって、それに付与された意味を有する。

「電子通信」は電子通信法 2000 年と同一の意味を有する。

「従業者」、「雇用」及び「使用者」は、役務契約又は見習契約に基づく雇用に関連する。

「国内無登録意匠権」は、1988 年著作権・意匠・特許法第 III 部の意味における意匠権を意味する。

「規定された(所定の)」は、本法に基づいて国務大臣が制定した規則によって規定されていることを意味する。

「製品」は、第 1 条(3)によって、それに付与された意味を有する。

「所有者」は、第 2 条によって、それに付与された意味を有する。

「登録所有者」は、その時点で、意匠登録簿に意匠所有者として記載されている 1 又は複数の者を意味する。

「登録官」は、特許意匠商標長官を意味する。

(4) 第 14 条(1)の適用上、死亡者についての「代理人」という表現は、連合王国以外において指定されている、死亡者の法定代理人を含む。

第 45 条 スコットランドへの適用

(1) 本法をスコットランドに適用する場合は、

「利益計算」(account of profit)は、利益の計算(accounting)及び支払を意味する。

「計算」(accounts)は、計算(count), 勘定(reckoning)及び支払を意味する。

「仲裁人」(arbitrator)は、仲裁人(arbiter)を意味する。

「譲渡」(assignment)は、譲渡(assignation)を意味する。

「原告」(claimant)は、原告(pursuer)を意味する。

「費用」(costs)は、経費(expenses)を意味する。

「被告」(defendant)は、被告(defender)を意味する。

「引渡し」(delivery up)は、引渡し(delivery)を意味する。

「差止命令」(injunction)は、差止命令「interdict」を意味する。

「仮の救済」(interlocutory relief)は、仮の救済(interim remedy)を意味する。

(1A) 第 26C 条(1) (a) (侵害手続きの不当な脅迫の救済策)のスコットランドでの適用において、「宣言」(declaration)は「宣言」(declarator)を意味する。

(2) 国というときは、スコットランド行政政府の権利における国を含んでいると解釈するものとする。

第 46 条 北アイルランドへの適用

本法の北アイルランドへの適用において、

(3) 「制定法」(enactments)というときは、北アイルランド法制における制定法を含む。

(3A) 「国」(the Crown)というときは、北アイルランドにおける女王陛下政府の権利における国を含む。

(4) 「政府部局」(Government department)というときは、北アイルランドの部局を含んでいると解釈するものとし、北アイルランドの部局との関連においては、財務省というときは、財務・人事省を含んでいると解釈するものとする。

(4A) 「原告」(claimant)というときは、「原告」(plaintiff)への言及を含むものとする。

第 47 条 マン島への適用

本法は、女王陛下によって出された勅令に記載されている修正に従うことを条件として、マン島に適用する。従って、当該命令に従うことを条件として、本法において連合王国というときは、マン島を含んでいると解釈するものとする。

第 47A 条 領海及び大陸棚

- (1) 本法の適用上、連合王国の領海は、連合王国の一部として取り扱われるものとする。
- (2) 本法は、海底若しくは底土の探査又はその天然資源の採掘に直接関連する目的で大陸棚の連合王国区域に存在している構造物又は船舶の上で実行される事柄に対し、連合王国において実行される事柄に適用するのと同様に適用する。
- (3) 大陸棚の連合王国区域は、1964 年大陸棚法第 1 条(7)に基づく命令によって指定されている区域を意味する。

第 48 条 廃止、除外及び経過規定

- (2) 本条の規定に従うことを条件として、本法によって廃止された制定法に基づいて制定、交付、付与又は実行された勅令、規則、命令、要求、証明書、通知、決定、指示、許可、同意、申請、請求又は事柄が、本法の施行時に効力を有しており、かつ、本法に基づいて制定、交付、付与又は実行することが可能であった場合は、それらは引き続き有効であるものとし、かつ、本法に係る相応する制定法に基づいて制定、交付、付与又は実行されたものとして、その効力を有するものとする。
- (3) 1907 年特許・意匠法に基づいて調製された登録簿は、本法に基づく相応する登録簿の一部をなしているものとみなす。
- (4) 本法施行前に登録された意匠は、その登録に係る種類の物品について、本法に基づいて登録されているものとみなす。
- (6) 本法によって廃止された制定法に言及している書類は、本法に係る相応する制定法に言及していると解釈するものとする。
- (7) 本条の前記規定の何れも、(廃止の効果を規定している)1889 年解釈法第 38 条の適用を妨げるものと解釈してはならない。

第 49 条 簡略名称及び施行時期

- (1) 本法は、1949 年登録意匠法として引用することができる。
- (2) 本法は、1949 年特許・意匠法の施行直後に当たる、1950 年 1 月 1 日から施行する。

附則

附則 A1 記章等に関する拒絶理由

1. 一定の記章等に関する拒絶理由

(1) 意匠が次のものの使用を伴っているときは、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。

(a) 王室の紋章若しくは王室の紋章の中にある主要な紋地又は記章若しくは図案であって、王室の紋章若しくは前記紋地であると誤解される虞がある程にそれらに類似しているもの

(b) 王冠又は何れかの王室の旗章の表示

(c) 女王陛下若しくは王室の構成員の表示又はそれと紛らわしい模造、又は

(d) 人々に、出願人が王室の賛助又は許可を得ている又は最近得たと思わせる虞がある単語、文字又は図案

ただし、女王陛下若しくは(場合により)王室の該当する構成員又はそれらの代理人によって使用についての承諾が与えられていると登録官が判断したときは、この限りでない。

(2) 意匠が次のものの使用を伴っており、また、登録官が、それを使用すれば誤解を生じさせる又は著しく侮辱的であると判断したときは、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。

(a) 連合王国の旗章(一般にユニオンジャックとして知られているもの)、又は

(b) イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド又はマン島の旗章

(3) 意匠が次のものの使用を伴っているときは、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。

(a) 他人が、国から紋章を授与されたことによって権原を有している紋章、又は

(b) 上記の紋章と誤解される程に類似している記章

ただし、当該使用についての承諾が、前記の他人又はその代理人によって与えられており、当該使用が如何なる意味でも紋章についての法律に反していないと登録官が判断したときは、この限りでない。

(4) 意匠が、1995年オリンピックシンボル等(保護)法の意味での、管理対象である表示の使用を伴っているときは、登録官が次の趣旨の判断をしたときを除き、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。

(a) 出願が出願時に、1995年オリンピックシンボル等(保護)法第1条(2)(国務大臣が人をオリンピック協会権の所有者に任命する権限)に基づいて指名されている者によって行われていること、又は

(b) (a)にいう者又はその代理人によって、使用についての承諾が与えられていること

2. パリ条約国の記章等に関する拒絶理由

(1) 意匠がパリ条約国の旗章の使用を伴っているときは、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。ただし、次の条件が満たされているときは、この限りでない。

(a) 登録について、該当する国の権原を有する官庁の許可が与えられていること、又は

(b) 登録官が、予定されている方法での旗章の使用は、上記の許可がない場合であっても許容されるものであると判断していること

(2) 意匠が、パリ条約に基づいて保護されているパリ条約国の紋章又はその他の記章の使用を伴っているときは、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。ただし、登録について、該当する国の権原を有する官庁の許可が与えられている場合は、この限りでない。

(3) 次の条件に該当している場合は、その意匠については、本法に基づく登録は拒絶される。

(a) 意匠が、パリ条約国が採用し、かつ、監督及び証明を示す、公の記号又は印章の使用を伴っており、

(b) 当該記号又は印章がパリ条約に基づいて保護されており、並びに

(c) 意匠が、当該の記号又は印章が監督及び証明を示す対象とする商品と同一又は類似の商品に利用されるか、組み込まれる可能性があること

ただし、登録について、該当する国の権原を有する官庁の許可が与えられている場合は、この限りでない。

(4) 旗章及びその他の記章並びに公の記号又は印章に関する本項の規定は、紋章学上、旗章若しくは記章又は記号若しくは印章の模倣であるすべてのものに同等に適用する。

(5) 本項の如何なる規定も、記章又は公の記号若しくは印章の使用を許可されている該当国の国民からの出願に基づいて、意匠登録が行われることを妨げるものではない。このことは、それらが他国のものと類似していることによっては影響を受けない。

3. 一定の国際機関の記章等に関する拒絶理由

(1) 本項は、1又は複数のパリ条約国が構成国となっている国際政府間機関の次のものに適用する。

(a) 紋章、旗章若しくはその他の記章、及び

(b) 略称及び名称

(2) 意匠が、パリ条約に基づいて保護されている当該記章、略称又は名称の使用を伴っているときは、その意匠については本法に基づく登録は拒絶される。ただし、次の条件に該当しているときは、この限りでない。

(a) 登録について、該当する国際機関の許可が与えられていること、又は

(b) 登録官の判断においては、予定されている方法での当該の記章、略称又は名称の使用は、

(i) 公衆に対し、当該機関と意匠の間に関係があるように示唆するものでないこと、又は

(ii) 公衆に対し、使用者と当該機関の間に関係の存在について誤解を生じさせる虞がないこと

(3) 国際機関の記章に関する本項の規定は、紋章学上、当該記章の模倣であるすべてのものに同等に適用する。

(4) 本項の如何なる規定も、1962年1月4日(パリ条約の関連する規定が連合王国において施行された日)前に、該当する意匠について善意の使用を開始した者の権利に影響を及ぼすものではない。

4. 第2項及び第3項についての補則

(1) 第2項の適用上、パリ条約国の記章(旗章を除く)及び公の標識又は極印は、次の条件が

満たされている場合に限り、かつ、その限度において、パリ条約に基づく保護を受けているものとみなす。

(a) 該当している国がその記章、記号又は印章を保護することを望んでいる旨、パリ条約第6条の3(3)に従って、連合王国に通知していること

(b) 上記通知が今なお効力を有していること、及び

(c) 連合王国が第6条の3(4)による異議の申立をしていないか又はそのような申立をしていた場合はそれを取り下げていること

(2) 第3項の適用上、国際機関の記章、略称又は名称は、次の条件が満たされている場合に限り、かつ、その限度において、パリ条約に基づく保護を受けているものとみなす。

(a) 当該機関がその記章、略称又は名称を保護することを望んでいる旨、パリ条約第6条の3(3)に従って、連合王国に通知していること

(b) 上記通知が現在でも効力を有していること、及び

(c) 連合王国が第6条の3(4)による異議の申立をしていないか又はそのような申立をしていた場合はそれを取り下げていること

(3) パリ条約第6条の3(3)に基づく通知は、その通知を受領したときから2月を超えて経過した後にはされる意匠登録出願についてのみ効力を有するものとする。

5. 解釈

本附則において、

「パリ条約国」は、連合王国以外のパリ条約の当事国を意味し、また

「パリ条約」は、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約を意味する。

附則1 国の用務のための登録意匠の使用及び当該使用に関する第三者の権利についての規定

1. 国の用務のためにする登録意匠の使用

(1) 本法の如何なる規定にも拘らず，政府の何れの部局も，また，何れかの政府部局から書面をもって授権された者も，国の用務のために，本項の以下に続く規定に従って登録意匠を使用することができる。

(2) その意匠が，それに係る登録日前に，当該意匠の登録所有者又は当該所有者から権原を取得した者が直接又は間接に行った意匠についての通信の結果としてではなく，政府部局により又はそのために，正規に記録されていた又は申請されていた場合は，本項によるその意匠の利用は，登録所有者にロイヤルティその他を支払わずに行うことができる。

(3) 意匠が前記のとおり記録又は申請がされていない場合は，本項によって行われる意匠の利用であって，登録日以後に又は前記の通信の結果として行われるものは，当該使用の前又は後に，財務省の承認を得て，政府部局と登録所有者との間で合意される条件に準拠するか又は合意が成立しなかったときは，本附則第3項による付託に基づいて，裁判所が定める条件に準拠するものとする。

(4) 意匠に関する政府部局の授権は，本項に基づき，意匠が登録される前又は後の何れにおいても，また，授権に係る行為が実行される前又は後の何れにおいても，行うことができ，かつ，人が登録所有者から直接又は間接に意匠を使用する許可を得ているか否かに拘らず，何人に対しても行うことができる。

(5) 意匠の使用が，本項に基づき，何れかの政府部局により又はその授権を得て行われた場合は，当該部局は，公益に反すると判断した場合を除き，登録所有者に対し，使用開始後速やかに通知しなければならない。また，登録所有者がその時々において請求したときは，使用の程度についての情報を提供しなければならない。

(6) 本項及び次項の適用上，「国の用務」は次の事項を含んでいるものとみなす。

(a) 連合王国の女王陛下政府と連合王国外の国の政府との間の協定又は取り決めに遂行するために，当該国の政府に対し，次の目的のために必要とされる物品を供給すること

(i) 当該国の防衛，又は

(ii) 当該国以外の国の防衛。ただし，その国の政府が前記女王陛下政府との間も防衛問題に関する協定又は取り決めの当事者であることを条件とする。

(b) 女王陛下政府と国際連合又はこの組織に加盟している国の政府との間の協定又は取り決めに遂行するために，当該組織又は政府に対し，当該組織又はその機関による決議を遂行するために行動している軍隊にとって必要な物品を供給すること

更に，政府部局又は政府部局によって授権された者が本項に基づいて有する意匠使用の権限には，前記の政府又は組織に対し，本号によって供給することが許可されている物品を販売すること及び本項によって与えられた権原を行使して生産されたが，その生産目的のためには既に必要とされていないすべての物品を何人かに対して販売することが含まれるものとする。

(7) 本項によって与えられた権限を行使して販売された物品についての購入者及び当該人を通じて権利を主張する者は，登録意匠権が女王陛下のために保有されている場合と同様に，それらの物品を取引する権限を有するものとする。

2. 国の使用に関する第三者の権利

- (1) 国の用務のためにされる、登録意匠又は登録出願が係属している意匠の使用であって、
- (a) 前項に基づき、政府部局又は政府部局によって授権された者によって行われるもの、又は
- (b) 政府部局の命令に従い、登録所有者又は登録出願人によって行われるもの、
- に関しては、本法施行の前後を問わず、登録所有者若しくは登録出願人又はそれらの者から権原を取得した者若しくはそれらの者が権原を取得する元となった者を一方の当事者とし、政府部局以外の者を他方の当事者として行われたライセンス、譲渡又は合意中の規定は、その規定が意匠又はそれに係るひな形、書類若しくは情報の使用を制限若しくは規制しているか又は当該使用に関して若しくは当該使用を基準として計算される支払をすることを規定している範囲においては、その効力を有さない。当該使用に関連して行われるひな形又は書類の複製又は発表は、当該ひな形又は書類について存在する著作権又は国内無登録意匠権についての侵害であるとみなさない。
- (2) 意匠の使用を基準として決定されるロイヤルティ又はそれ以外の利得を対価とせず供与された排他的ライセンスが登録意匠に基づいて効力を有している場合は、
- (a) 本項及び前項の規定がなかったときはライセンシーの権利についての侵害を構成することになる意匠の使用に関し、前項(3)は、登録所有者への言及がライセンシーへの言及によって代替されているものとして効力を有するものとし、また
- (b) 前項に基づいて与えられた授権によってライセンシーがする意匠の使用に関して、同項は、同項(3)が廃止されているものとして効力を有するものとする。
- (3) 前号の規定が適用される場合を除くが、登録意匠又は意匠登録を出願する又は取得する権利が、意匠の使用を基準として定められるロイヤルティ又はそれ以外の利得を対価として、登録所有者に譲渡されているときは、
- (a) 本附則第1項による意匠の使用に関しては、同項(3)は、登録所有者についての言及は譲渡人についての言及を含んでいるものとして効力を有するものとし、また、同号によって支払われる金額は、登録所有者と譲渡人の間で、両者によって合意された比率又は合意が成立しない場合は裁判所が次項に規定する付託に基づいて定める比率によって配分されるものとし、また
- (b) 登録所有者が政府部局の命令によって国の用務のためにする意匠の使用に関しては、本附則第1項(3)が、その使用が同項に基づいて与えられた授権によって行われたものとして、効力を有するものとする。
- (4) 意匠の使用に関して、本附則第1項(3)に基づき、政府部局から登録所有者への支払が必要となる場合は、登録意匠に基づく排他的ライセンス(本項(2)に記載したライセンスを除く)の所有者であり、当該意匠を使用する権原を付与されている者は、その支払について、(場合により)当該人と登録所有者との間で合意されたか又は合意が成立しない場合は裁判所が次項に基づいて、当該人に生じた次の支出を考慮した上で、公正であるとして決定する金額を登録所有者から回収する権原を有するものとする。
- (a) 当該意匠を展開させるための支出、又は
- (b) 登録所有者に対し、ライセンスの対価としてのロイヤルティ又は意匠の使用を基準にして定められている他の支払以外の支払をするための支出

更に、当該支払の金額について政府部局と登録所有者の間で合意が成立する前に、当該人がその権利を該当部局に書面で通知していたときは、前記の支払金額についての合意は、当該人の承諾を得て行われていない限り、効力を有さない。

(5) 本項における「排他的ライセンス」は、登録所有者からのライセンスであって、ライセンシーに又はライセンシー及びライセンシーによって許可された者に、他のすべての者(登録所有者を含む)を排除して、登録意匠についてのすべての権利を与えるものを意味する。

2A. 喪失利益の補償

(1) 登録意匠について国の使用が実施された場合は、それに関係した政府部局は次の者に対し、その意匠を利用した又は組み込んだ物品を供給する契約が与えられなかったことに起因する損失を補償しなければならない。

(a) 登録所有者、又は

(b) その意匠についての有効な排他的ライセンスが存在していた場合は、排他的ライセンシー

(2) 補償金は、前記の契約が現有する製造能力によって実行される範囲を限度として支払われるものとする。ただし、前記の者がそのような契約を受けられないようにする事情が存在していた場合でも、支払われるものとする。

(3) 損失額を決定するときは、そのような契約による取得見込利益及び製造能力の余力の規模が考慮されるものとする。

(4) 国の用務以外の理由で、意匠を利用した又は組み込んだ物品の供給契約を獲得することができないことに対しては、補償金は支払われない。

(5) 本項に基づいて支払われる金額について、登録所有者又はライセンシーと財務省の承認に関係する政府部局との間の合意が成立しなかった場合は、裁判所が第3項による付託に基づいて決定するものとする。当該金額は、本附則第1項又は第2項に基づいて支払われる金額に対する追加である。

(6) 本項において、

意匠についての「国の使用」は、第1項によってするすべての事柄の実行であって、その規定によらなければ、意匠権の侵害になるものを意味する。また当該使用に関しての「関係する政府部局」は、当該行為を実行する権原を付与した政府部局を意味する。

3. 国の使用に関する紛争の付託

(1) 次の事項についての紛争は、紛争当事者の何れも裁判所に付託することができる。

(a) 政府部局又は政府部局によって授権された者による、本附則第1項によって与えられた権限の行使

(b) 同項に基づく、国の用務のための意匠使用の条件

(c) 第1項(3)に基づいて行われる支払の一部を受領する何人かの権利、又は

(d) 第2A項に基づく支払を受領する何人かの権利

(2) 政府部局を一方の当事者とする本項に基づく訴訟において、その部局は、次の事項を実行することができる。

(a) 登録所有者が訴訟の当事者であり、かつ、部局が第20条の意味の関係性を有する者で

ある場合は、第 20 条に基づいて裁判所に申請し、意匠登録の無効の宣言を求めることができる理由を根拠として、その意匠登録の無効を申請すること

(b) 如何なる事情にあつても、提起された理由による無効の申請がなされていた場合は部局が第 20 条の意味の関連性を有する者となることを条件として、登録の無効を申請している意匠登録の有効性を問題とすること

(3) 前記訴訟において、本附則第 1 項に記載した記録又は申請がされていたか否かの問題が生じ、かつ、その意匠を記録している書類又はそれに係る申請の証拠を開示することが、該当部局の見解においては、公益を害するものである場合は、当該開示は、他方当事者の弁護士又は双方が合意した独立の専門家に内密に行うことができる。

(4) 裁判所が国の用務のために意匠を利用する条件に関する政府部局と何人かとの間での紛争を本項に基づいて決定するときは、裁判所は、前記の者又は前記の者から権原を取得する者が、問題とされている意匠に関して、政府部局から直接又は間接に受領することができたか又は受領する権原を有する利得又は補償を考慮しなければならない。

(5) 裁判所は本項に基づく訴訟において如何なる時にも、訴訟全体又はそれに関連して生じる疑問若しくは事実問題が、裁判所が指示する条件に基づいて、特別の若しくは公式の審理人又は仲裁人に付託されるよう命じることができる。本項の前記規定における裁判所への言及は、それに応じて解釈されるものとする。

4. 緊急事態における国の使用に関する特別規定

(1) 本項の意味での緊急時期に、本附則第 1 項に基づいて、政府部局又は政府部局によって授権された者が意匠に関して行使することができる権限は、当該部局が必要である又は便宜であると判断するすべての目的のために意匠を使用する権限を含んでいるものとし、当該目的には次の事項を含める。

(a) 女王陛下が参加している戦争を有効に遂行すること

(b) 共同社会の生活にとって重要な物資及びサービスを維持すること

(c) 共同社会の福祉にとって重要な物資及びサービスを十分に確保すること

(d) 工業、商業及び農業の生産性を促進すること

(e) 輸出を促進し、輸出について指示し及びすべての国又は一部の国を対象として輸入又は一部の種類の輸入を削減し、貿易収支を改善すること

(f) 一般的に、共同社会のすべての資源を利用することができるようにし、また、それを共同社会の利益に最も役立つと判断する方法で使用するようにすること、又は

(g) 戦争の結果として著しく困窮している女王陛下領の何れか又は何れかの外国において、災害の救済及び重要な物資及びサービスの回復及び流通を支援すること

本附則における国の用務についての言及は、前記の諸目的への言及を含んでいると解釈するものとする。

(2) 本項における「緊急時期」は、本項の適用上、勅令によって緊急時期の開始日であると宣言された日に始まり、同様の方法で、当該時期の終了日であると宣言される日までの期間を意味する。

(3) 本項に基づく如何なる勅令も、その草案が両議院に提出され、その決議によって承認されない限り、女王陛下に提出してはならない。

附則 1A 登録欧州共同体意匠（第 12A 条）

第 1 部 既存の登録共同体意匠

1. 共同体意匠として登録された意匠は本法に基づいて登録されたものとして処理される

(1) 移行日直前に、RCD 登録簿に記入され、第 73 条(1)にいう共同体意匠公報に公告されている意匠（「既存の登録共同体意匠」）は、移行日以後、本法に基づいてその登録出願がなされており、登録されているものとして処理される。

(2) (1)によって発生する登録意匠は、本附則において「再登録意匠」という。

(3) 本法は、本附則に別段の規定がある場合を除き、再登録意匠に対し、他の登録意匠に適用するのと同様に適用する。

(4) 本法の適用上、

(a) 再登録意匠の登録日は、再登録意匠が由来する既存の登録共同体意匠が共同体意匠規則に基づいて登録されたものとして処理された日であり、また

(b) 再登録意匠の出願日は、第 38 条に基づいて、再登録意匠が由来する既存の登録共同体意匠の登録出願日として処理される日である。

(5) 本法の如何なる規定も、再登録意匠に関係する事項に関して、手数料の賦課又は手数料の賦課を許可する規則若しくは細則による規定の制定を許可するものではない（代わりに 2018 年欧州連合（離脱）法の附則 4 に基づく細則により制定された規定を参照）。

(6) 本法の次の規定は、再登録意匠には適用しない。

(a) 第 7A 条(6)

(b) 第 18 条

(7) 本附則において、

(a) 「RCD 登録簿」は、第 72 条に基づいて維持される登録共同体意匠登録簿を意味する。

(b) 「共同体意匠規則」は、移行日直前に効力を有していた共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 (EC) No. 6/2002 を意味する。

2. 本法に基づいて登録されたものとして処理される意匠に関して登録簿になされる記入

(1) 登録官は、移行日以後合理的に可能な限り速やかに、再登録意匠を意匠登録簿に記入しなければならない。

(2) 第 22 条(1)（登録意匠の閲覧）に基づく義務は、（登録証が付与されていないことに拘らず）再登録意匠が登録簿に記入された日以後、再登録意匠に適用する。

3. オプトアウト

(1) (2)に従うことを条件として、既存の登録共同体意匠の所有者は、移行日以後いつでも、当該意匠が本法に基づいて登録されているものとして処理されるべきでない旨の通知を登録官に送達することができる。

(2) (1)に基づく通知は、移行日以後に、次の場合は、送達することができない。

(a) 既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠（又はそれに係る権利）が、

(i) 譲渡又はその他の方法で移転されている（代理人の同意による場合を除く）、又は

(ii) 譲渡抵当、ライセンスその他の証書によりそれに権利が設定されている。

- (b) 再登録意匠に基づく手続が所有者によって又は所有者の同意を得て提起されている。
- (3) (1)に基づいて送達される通知には,
 - (a) 既存の登録共同体意匠を特定しなければならず,
 - (b) 移行日前に連合王国において効力を有しており、かつ、記入事項がRCD登録簿に記録された既存の登録共同体意匠に利害関係を有する者の名称及び宛先を含めなければならない。
- (4) (1)に基づく通知は、所有者が当該通知において利害関係を有する者が次のとおりであることを証明しない限り、効力を有さない。
 - (a) 当該通知を送達する所有者の意思について3月以上前に通知されており、又は
 - (b) 当該通知によって影響を受けないか又は影響を受ける場合はそれに同意する。
- (5) (1)に基づいて通知が送達された場合は,
 - (a) 意匠は、移行日から本法に基づいて登録されているものとして処理されなくなり,
 - (b) 第2項(本法に基づいて登録されたものとして処理される意匠に関して登録簿になされる記入)に基づいて登録官に課された義務は失効し,
 - (c) 登録官は、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

4. 優先権主張の効力

- (1) 本項は、既存の登録共同体意匠に関して第42条に従って優先権が主張されている場合に適用する。
- (2) 既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の所有者は、移行日以後、同一の優先権主張を有するものとして処理される。
- (3) 従って、再登録意匠の新規性又は独自性の有無(又は程度)を確認する目的での基準日は、優先権主張の基礎をなした条約国における意匠の登録出願日である。

5. 未登録の離脱前の移転

- (1) 本項は、移行日直前に、RCD登録簿に記入されていない既存の登録共同体意匠の移転(「関連する移転」)がある場合に適用する。
- (2) 第19条(譲渡等の登録)は、関連する移転に関し、移転された既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の譲渡であるものとして適用する。

6. 離脱前のライセンスは連合王国において引き続き効力を有する

- (1) 本項は、移行日直前に、既存の登録共同体意匠が次のライセンスの対象である場合に適用する。
 - (a) 既存の登録共同体意匠を侵害する行為であって、連合王国内での行為を許諾するライセンス,
 - (b) 移行日に失効しないライセンス(「関連するライセンス」)
- (2) ライセンシーとライセンサーとの間の別段の合意に従うことを条件として、関連するライセンスは、許可がなければ、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠に係る権利を侵害することになる行為の実行を引き続き許可する。
- (3) (2)は、その連合王国における適用のために必要な変更に従うことを条件として、関連するライセンスが付与された条件に従うことを条件とする。
- (4) 第19条(譲渡等の登録)は、次の変更に従うことを条件として、関連するライセンスに

関し、当該関連するライセンスの対象である既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠のライセンスであるものとして適用する。

(5) 移行日直前に、関連するライセンスに係る RCD 登録簿記入事項がある場合は、第 19 条(5)は、移行日に当たる日の翌日に始まる 12 月の期間の満了後まで当該ライセンスには適用しない。

7. 既存の登録共同体意匠に係る担保権

(1) 本項は、移行日直前に、既存の登録共同体意匠が、担保として付与されており、移行日に消滅しない権利(「関連する担保権」)の対象である場合に適用する。

(2) 関連する担保権を付与する又はそれに言及する書類における既存の登録共同体意匠への言及は、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠への言及を含んでいると解釈する。

(3) 第 19 条(譲渡等の登録)は、次の変更に従うことを条件として、関連する担保権に関し、当該関連する担保権の対象である既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠に関して付与された担保権であるものとして適用する。

(4) 移行日直前に、関連する担保権に係る RCD 登録簿記入事項がある場合は、第 19 条(5)は、移行日に当たる日の翌日に始まる 12 月の期間の満了後まで当該権利を付与する書類には適用しない。

8. 既存の登録共同体意匠に関する権利の継続性

(1) 移行日前に記載された書類における既存の登録共同体意匠又は既存の登録共同体意匠の登録への言及は、当該書類が連合王国において効力を有することを予定していなかったという証拠がない限り、移行日以後、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠又は再登録意匠の登録への言及を含んでいると解釈するものとする。

(2) 別段の合意に従うことを条件として、移行日以後の連合王国における行為の実行であって、承諾がなければ、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠に係る権利を侵害することになるものについて、移行日前に既存の登録共同体意匠の所有者によって与えられた承諾は、第 7A 条の適用上、当該行為の実行について再登録意匠の登録所有者によって与えられた承諾であるとして処理される。

9. 既存の登録共同体意匠に関する係属中の手続

(1) 本項は、移行日に、既存の登録共同体意匠が、第 80 条の適用上指定された連合王国の裁判所(「共同体意匠裁判所」)に係属している手続(「係属中の手続」)の対象である場合に適用する。

(2) (3)及び(4)に従うことを条件として、共同体意匠規則第 IX 編(第 86 条(2), (4), (5)及び第 91 条を除く)に含まれるか又は同編において言及される規定は、係属中の手続に対し、連合王国が移行日からなお有効な加盟国であるものとして引き続き適用する。

(3) 既存の登録共同体意匠の所有者に利用可能な損害賠償、利益計算その他によるその他の救済を損なうことなく、係属中の手続が既存の登録共同体意匠の侵害又は侵害の虞の訴訟に係る場合は、共同体意匠裁判所は、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の無許可の使用を禁止する差止命令を出すことができる。

(4) 係属中の手続が既存の登録共同体意匠に関する無効宣言に対する反訴に係る場合は、共

同体意匠裁判所は、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の登録について(全体的又は部分的に)無効を宣言することができる。

(5) 一定の範囲において再登録意匠の登録の無効が宣言された場合は、その登録は、当該範囲においては、登録日又は裁判所が指示するそれ以外の日から無効であったものとして処理される。

(6) 本項の適用上、手続は、移行日前に提起されたが最終決定されていない場合は、移行日に係属しているものとして処理される。

9A. 既存の登録共同体意匠：無効の効果

(1) 本項は、移行日に、既存の登録共同体意匠が、移行日前に提起されているが最終決定されていない第 25 条(無効理由)に基づく手続(「無効手続」)の対象である場合に適用する。

(2) (4)に従うことを条件として、

(a) 既存の登録共同体意匠が最終決定された決定に従って(全体的か部分的かを問わず)無効を宣言され、

(b) 登録官が、

(i) (a)にいう状況の通知(「無効通知」)を受領し、又は

(ii) その他の方法で(a)にいう状況を知った場合は、

既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の登録については、既存の登録共同体意匠と同一の範囲においてその無効を宣言しなければならない。

(3) ((2)によって)再登録意匠の登録の無効が宣言された場合は、登録官は、

(a) 一部の無効宣言がなされたときは、意匠登録簿記入事項を修正しなければならない、

(b) 上記以外のときは、再登録意匠を登録簿から削除しなければならない。

(4) 既存の登録共同体意匠が(全体的か部分的かを問わず)無効を宣言された理由が、共同体再登録意匠に関し、適用されない又は満たされていないであった場合は、再登録意匠の登録については、(2)に基づいてその無効を宣言してはならない。

(a) 再登録意匠が、無効手続が提起された日に登録簿への記入の対象であり、

(b) 第 11ZA 条に基づく再登録意匠の無効宣言を求める申請がその日になされていた。

(5) 本項に従って一定の範囲において再登録意匠の登録の無効が宣言された場合は、

(a) 当該範囲においては、再登録意匠が由来する既存の登録共同体意匠の所有者の権利が共同体意匠規則に基づいて失効したとみなされる日から無効であったものとして処理され、

(b) 所有者の側の過失若しくは誠実性の欠如に起因する損害の補償請求又は所有者の不当利得に基づく返還請求に従うことを条件として、再登録意匠の登録無効は、次のものに影響を与えない。

(i) (2)に従って出された無効宣言の日(「無効宣言日」)前に最終決定されており、かつ、執行されている侵害訴訟手続から生じる決定

(ii) 状況を考慮して、契約に基づいて支払われた対価の払戻しをすることが公正かつ公平である場合は、当該払戻しを請求する契約当事者の権利に従うことを条件として、その日前に履行されている範囲において無効宣言日前に締結された契約

(6) (2)に基づいて宣言を出す場合は、第 11ZE 条(2)は適用しない。

(7) 無効通知は、何人も送付することができる。

(8) 本項の適用上、

- (a) 手続は、無効宣言を求める申請又は反訴が、次のとおりである場合に提起される。
- (i) 欧州連合知的財産権庁又は第 80 条の適用上指定された裁判所に提出されており(また後に取り下げられておらず)、かつ
- (ii) 共同体意匠規則及び 2002 年 10 月 21 日の委員会規則(EC)No. 2245/2002 に基づいて出願日を付与されるための要件を満たす。
- (b) 決定は、次の場合に最終決定される。
- (i) 決定されており、かつ
- (ii) (期間外に審判請求をする許可を与える権限は無視して)更に決定が変更又は破棄される可能性がない。
- (9) (2)に基づく無効宣言に対して、審判請求をすることができる。

10. 既存の登録共同体意匠を保護する差止命令の効力

- (1) 本項は、移行日直前に、既存の登録共同体意匠を侵害する又は侵害することになる連合王国における行為の実施を禁止する差止命令(「関連する差止命令」)が効力を有する場合に適用する。
- (2) 裁判所の別段の命令に従うことを条件として、関連する差止命令は、裁判所が出した差止命令であるものとして、再登録意匠が由来する既存の登録共同体意匠に関するのと同じの範囲において、再登録意匠に係る権利を侵害する又は侵害することになる行為の実施を禁止するために有効かつ執行可能である。

第2部 移行日に係属している登録共同体意匠出願

11. 移行日直前に係属している登録出願

(1) 当該部において、既存の EU 出願への言及は、共同体意匠規則に基づく意匠登録出願であって、(2)の条件が満たされるものへの言及である。

(2) (1)にいう条件は、移行日直前に、次のとおりであることである。

(a) 出願が第38条に従って出願日を付与されており、

(b) 出願が欧州連合知的財産権庁により付与も拒絶もされていない。

12.

(1) 既存の EU 出願をした者又は当該人の権原承継人が、移行日に始まり、関連期間の末日で終わる期間内に、本法に基づいて同一意匠の登録を出願する場合は、本法に基づく出願の対象である意匠の新規性又は独自性の有無(又は程度)を確認する目的での基準日は、次の何れか早い日である。

(a) 既存の EU 出願に第38条に従って付与された出願日

(b) 既存の EU 出願に関して第42条に基づいて主張された優先日(あれば)

(2) (1)において、「関連期間」は、移行日に当たる日の翌日に始まる9月の期間を意味する。

(3) 本法の適用上、

(a) (1)にいう種類の出願が同号にいう期間内になされる場合は、当該出願の日は、既存の EU 出願に第38条に従って付与された出願日であり、また

(b) 登録官が、(1)にいう種類の出願であって、同号にいう期間内になされるものの対象である意匠を登録する場合は、当該意匠の登録日は、既存の EU 出願に第38条に従って付与された出願日である。

(4) 従って、第30条は、当該意匠に関しては適用しない。

第3部 移行日に公告が延期されている場合の登録共同体意匠

13. 公告が延期された場合の移行日直前に EUIPO で登録されている意匠

(1) 当該部において、延期された意匠への言及は、共同体意匠規則に基づいて登録された意匠であって、(2)の条件が満たされるものへの言及である。

(2) (1)にいう条件は、移行日直前に、次のとおりであることである。

(a) 意匠が RCD 登録簿に記入され、

(b) 意匠の公告が第 50 条に基づいて延期されている。

14.

(1) 本項は、延期された意匠の所有者又は当該人の権原承継人が、移行日に始まり、関連期間の末日で終わる期間内に、本法に基づいて同一意匠の登録を出願する場合に適用する。

(2) 第 3A 条(4)及び第 3B 条は、当該出願に関しては適用しない。

(3) 延期された意匠と同一である意匠の新規性又は独自性の有無(又は程度)を確認する目的での基準日は、次の何れか早い日である。

(a) 延期された意匠の出願に第 38 条に従って付与された出願日

(b) 延期された意匠の出願に関して第 42 条に基づいて主張された優先日(あれば)

(4) 登録官が、(1)にいう種類の出願であって、同号にいう期間内になされるものの対象である意匠を登録する場合は、当該意匠の登録日は、その意匠と同一である延期された意匠が共同体意匠規則に基づいて登録されたものとして処理された日である。

(5) 従って、第 3C 条は、当該意匠に関しては適用しない。

(6) (1)において、「関連期間」は、移行日に当たる日の翌日に始まる 9 月の期間を意味する。

第4部 移行日に終わる6月の期間中に登録が満了する登録共同体意匠の処理

15. 当該部の適用

- (1) 当該部は、(2)の条件が満たされる意匠(「期間満了した共同体意匠」)に適用する。
- (2) (1)にいう条件は次のとおりである。
 - (a) 移行期間直前に、当該意匠が共同体意匠規則に基づく登録の対象であり、
 - (b) 意匠登録が移行期間中に満了し(意匠が第1項(1)に該当していなかった場合)、
 - (c) 当該満了前に第13条に基づいて更新請求がなされていたならば、意匠登録を第13条に基づいて少なくとも1回の更に5年の期間更新することが可能であった。
- (3) 期間満了した共同体意匠は、既存の登録共同体意匠であるものとして処理される。
- (4) 本附則第1部の規定は、附則の当該部の規定に従うことを条件として、期間満了した共同体意匠に対し、既存の共同体意匠に適用するのと同様に適用する。
- (5) ((4)で適用される第2項に基づく)期間満了した共同体意匠に由来する再登録意匠の意匠登録簿への記入に拘らず、再登録意匠に係る権利は、その存続期間が第16項に従って延長されない限り(又は再登録意匠が第16項(3)に従って登録簿から削除されない限り)消滅する。
- (6) 本項において、「移行期間」は、移行日で終わる6月の期間を意味する。

16. 期間満了した共同体意匠の登録の更新

- (1) 期間満了した共同体意匠の登録が、継続共同体意匠規則第13条(3)に従って更新された場合は、登録官は、当該更新の日後合理的に可能な限り速やかに、期間満了した共同体意匠に由来する再登録意匠に係る権利の存続期間の延長を意匠登録簿に記録しなければならない。
- (2) 再登録意匠に係る権利の存続期間が(1)に基づいて延長された場合は、その権利は、消滅しなかったものとして処理され、その結果、次のとおりとなる。
 - (a) 移行日に始まり、(1)に基づく延長で終わる期間中に、当該権利に基づいて又は関して実行されたすべての事柄は、有効であるものとして処理され、
 - (b) 当該権利が消滅していなかった場合に権利の侵害を構成していた行為は、侵害であるとして処理され、また
 - (c) 当該権利が消滅していなかった場合に、国の用務のための意匠の使用を構成していた行為は、そのような使用であるとして処理される。
- (3) 期間満了した共同体意匠の登録が、継続共同体意匠規則第13条(3)で許可された期間内に更新されない場合は、
 - (a) 登録官は、期間満了した共同体意匠に由来する再登録意匠を意匠登録簿から削除しなければならない、
 - (b) 再登録意匠は、移行日から本法に基づいて登録されているものとして処理されなくなる。
- (4) 本附則において、「継続共同体意匠規則」は、EU法において効力を有する共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則(EC)No. 6/2002を意味する。

第5部 登録共同体意匠の登録及び出願の回復

17. 登録共同体意匠のRCD登録簿への回復

- (1) 本項は、次の場合に適用する。
 - (a) 移行日前に、登録共同体意匠が共同体意匠規則に従ってRCD登録簿から削除され、
 - (b) 移行日以後に、当該意匠の登録が継続共同体意匠規則第67条に従って回復される場合
- (2) 意匠所有者が当該回復の日に始まる6月の期間内に登録官に請求を提出した場合は、
 - (a) 当該意匠は、移行日に既存の登録共同体意匠であったものとして処理され、
 - (b) 第1部の規定は、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠に適用する。

18. 登録共同体意匠出願の回復

- (1) 本項は、次の場合に適用する。
 - (a) 移行日前に、登録共同体意匠出願が共同体意匠規則に従って拒絶され、
 - (b) 移行日以後に、当該出願が継続共同体意匠規則第67条に従って回復される場合（「関連出願」）
- (2) 関連出願をした者又は当該人の権原承継人が、移行日に始まり、関連期間の末日で終わる期間内に、本法に基づいて同一意匠の登録を出願する場合は、本法に基づく出願の対象である意匠の新規性又は独自性の有無を確認する目的での基準日は、次の何れか早い日である。
 - (a) 関連出願に第38条に従って付与された出願日
 - (b) 関連出願に関して第42条に基づいて主張された優先日（あれば）
- (3) (2)において、「関連期間」は、(1)(b)にいう出願が回復された日に始まる9月の期間を意味する。

第6部 解釈

19. 解釈

本附則において、

「共同体意匠規則」は、第1項(7)によって定められた意味を有する。

「継続共同体意匠規則」は、第16項(4)によって定められた意味を有する。

「既存の登録共同体意匠」は、第1項(1)によって定められた意味を有する。

「期間満了した共同体意匠」は、第15項(1)によって定められた意味を有する。

「RCD登録簿」は、第1項(7)によって定められた意味を有する。

「再登録意匠」は、第1項(2)によって定められた意味を有する。

20.

本附則における「条」への言及は、共同体意匠規則の条への言及である。

附則 1B 国際意匠

第 1 部 既存の国際意匠

1. 欧州連合が指定された国際意匠は本法に基づいて登録されたものとして処理される

(1) 移行日直前に、(2)の要件を満たす意匠(「国際登録意匠(EU)」)は、移行日以後、本法に基づいてその登録出願がなされており、登録されているものとして処理される。

(2) (1)にいう要件は次のとおりである。

- (a) 当該意匠が欧州連合を指定する国際登録の対象であり、
- (b) 国際登録がジュネーブ改正協定第 10 条(3)に従って国際事務局により公表されており、
- (c) 欧州連合知的財産権庁が、ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則第 18 規則の 2 に基づく当該意匠に関して保護が付与される旨の声明を国際事務局に送付しており又は国際登録に関する拒絶通知を国際事務局に伝達するための共同体意匠規則第 106e 条(1)に基づく期間が満了しており、
- (d) 国際登録の効力が、当該意匠に関する限り、
- (i) 共同体意匠規則第 106e 条(1)に従って欧州連合知的財産権庁により拒絶されておらず、かつ

(ii) 共同体意匠規則第 106f 条に従って全体的に無効を宣言されていない。

(3) 移行日前に、国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録の効力が、当該意匠に関する限り、共同体意匠規則第 106f 条に従って部分的に無効を宣言された場合は、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠は、国際登録の効力が当該意匠に関する限り無効を宣言されていない範囲において本法に基づいて効力を有する。

(4) (1)によって発生する登録意匠は、本附則において「再登録国際意匠」という。

(5) 本法は、本附則に別段の規定がある場合を除き、再登録国際意匠に対し、他の登録意匠に適用するのと同様に適用する。

(6) 本法の適用上、

(a) 再登録国際意匠の登録日は、再登録国際意匠が由来する国際登録意匠(EU)がジュネーブ改正協定に基づいて登録されたものとして処理された日であり、また

(b) 再登録国際意匠の出願日は、ジュネーブ改正協定第 9 条に基づいて、再登録国際意匠が由来する国際登録意匠(EU)の登録出願日として処理される日である。

(7) 本法の如何なる規定も、再登録国際意匠に関係する事項に関して、手数料の賦課又は手数料の賦課を許可する規則若しくは細則による規定の制定を許可するものではない(代わりに 2018 年欧州連合(離脱)法の附則 4 に基づく細則により制定された規定を参照)。

(8) 本法の次の規定は、再登録国際意匠には適用しない。

(a) 第 7A 条(6)

(b) 第 18 条

(9) 本附則において、

(a) 「共同体意匠規則」は、移行日直前に効力を有していた共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)No. 6/2002 を意味する。

(b) 「ジュネーブ改正協定」は、1999 年 7 月 2 日の外交会議により採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を意味する。

- (c) 「国際事務局」は、世界知的財産権機関の国際事務局を意味する。また
- (d) 「国際登録」は、ジュネーブ改正協定に従って実行される意匠の国際登録を意味する。

2. 本法に基づいて登録されたものとして処理される意匠に関して登録簿になされる記入

- (1) 登録官は、移行日以後合理的に可能な限り速やかに、再登録国際意匠を意匠登録簿に記入しなければならない。
- (2) 第22条(1)(登録意匠の閲覧)に基づく義務は、(登録証が付与されていないことに拘らず)再登録国際意匠が登録簿に記入された日以後、再登録国際意匠に適用する。

3. オプトアウト

- (1) (2)に従うことを条件として、国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録の所有者(「所有者」)は、移行日以後いつでも、当該意匠が本法に基づいて登録されているものとして処理されるべきでない旨の通知を登録官に送達することができる。
- (2) (1)に基づく通知は、移行日以後に、次のとおりである場合は、送達することができない。
 - (a) 国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠(又はそれに係る権利)が、
 - (i) 譲渡若しくはその他の方法で移転されており(代理人の同意による場合を除く)、若しくは
 - (ii) 譲渡抵当、ライセンスその他の証書によりそれに権利が設定されており、又は
 - (b) 再登録国際意匠に基づく手続が所有者によって又は所有者の同意を得て提起されている。
- (3) (1)に基づいて送達される通知には、
 - (a) 国際登録意匠(EU)を特定しなければならず、
 - (b) 所有者の知る限りにおいて、国際登録意匠(EU)に利害関係を有する者の名称及び宛先を含めなければならない。
- (4) (1)に基づく通知は、所有者が当該通知において利害関係を有する者が次のとおりであることを証明しない限り、効力を有さない。
 - (a) 当該通知を送達する所有者の意思について3月以上前に通知されており、又は
 - (b) 当該通知によって影響を受けないか若しくは影響を受ける場合はそれに同意する。
- (5) (1)に基づいて通知が送達された場合は、
 - (a) 意匠は、移行日から本法に基づいて登録されているものとして処理されなくなり、
 - (b) 第2項(本法に基づいて登録されたものとして処理される意匠に関して登録簿になされる記入)に基づいて登録官に課された義務は失効し、
 - (c) 登録官は、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

4. 優先権主張の効力

- (1) 本項は、国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録に関してジュネーブ改正協定第6条に従って優先権が主張されている場合に適用する。
- (2) 国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠の所有者は、移行日以後、同一の優先権主張を有するものとして処理される。
- (3) 従って、再登録国際意匠の新規性又は独自性の有無(又は程度)を確認する目的での基準

日は、優先権主張の基礎をなした条約国又は世界貿易機関加盟国における意匠の登録出願日である。

5. 未登録の離脱前の移転

- (1) 本項は、移行日直前に、次のとおりである場合に適用する。
 - (a) 国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録の所有権の変更があり、
 - (b) 当該所有権の変更が欧州連合及び国際登録意匠(EU)に関して効力を有し、
 - (c) 当該所有権の変更が国際登録簿に記入されていない(「関連する移転」)。
- (2) 第19条(譲渡等の登録)は、関連する移転に関し、移転された国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠の譲渡であるものとして適用する。

6. 離脱前のライセンスは連合王国において引き続き効力を有する

- (1) 本項は、移行日直前に、国際登録意匠(EU)が次のライセンスの対象である場合に適用する。
 - (a) 既存の国際登録意匠(EU)を侵害する行為であって、連合王国内での行為を許諾するライセンス、
 - (b) 移行日に失効しないライセンス(「関連するライセンス」)
- (2) ライセンシーとライセンサーとの間の別段の合意に従うことを条件として、関連するライセンスは、許可がなければ、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠を侵害することになる行為の実行を引き続き許可する。
- (3) (2)は、その連合王国における適用のために必要な変更に従うことを条件として、関連するライセンスが付与された条件に従うことを条件とする。
- (4) 第19条(譲渡等の登録)は、次の変更に従うことを条件として、関連するライセンスに関し、当該関連するライセンスの対象である国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠のライセンスであるものとして適用する。
- (5) 第19条(5)は、移行日に当たる日の翌日に始まる12月の期間の満了後まで当該ライセンスには適用しない。

7. 国際登録意匠(EU)に係る担保権

- (1) 本項は、移行日直前に、国際登録意匠(EU)が、担保として付与されており、移行日に消滅しない権利(「関連する担保権」)の対象である場合に適用する。
- (2) 関連する担保権を付与する又はそれに言及する書類における国際登録意匠(EU)又は国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録への言及は、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠への言及を含んでいると解釈する。
- (3) 第19条(譲渡等の登録)は、次の変更に従うことを条件として、関連する担保権に関し、当該関連する担保権の対象である国際登録意匠(EU)に由来する再登録意匠に関して付与された担保権であるものとして適用する。
- (4) 第19条(5)は、移行日に当たる日の翌日に始まる12月の満了後まで当該権利には適用しない。

8. 国際登録意匠(EU)に関する権利の継続性

(1) 移行日前に記載された書類における国際登録意匠(EU)又は国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録への言及は、当該書類が連合王国において効力を有することを予定していなかったという証拠がない限り、移行日以後、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠又は再登録国際意匠の登録への言及を含んでいると解釈するものとする。

(2) 別段の合意に従うことを条件として、移行日以後の連合王国における行為の実行であって、承諾がなければ、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠を侵害することになるものについて、移行日前に国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録の所有者によって与えられた承諾は、第7A条の適用上、当該行為の実行について再登録国際意匠の登録所有者によって与えられた承諾であるとして処理される。

9. 国際登録意匠(EU)に関する係属中の手続

(1) 本項は、移行日に、国際登録意匠(EU)が、第80条の適用上指定された連合王国の裁判所(「共同体意匠裁判所」)に係属している手続(「係属中の手続」)の対象である場合に適用する。

(2) (3)及び(4)に従うことを条件として、共同体意匠規則第IX編(第86条(2)、(4)、(5)及び第91条を除く)に含まれるか又は同編において言及される規定は、係属中の手続に対し、連合王国が移行日からなお有効な加盟国であるものとして引き続き適用する。

(3) 国際登録意匠(EU)を対象とする国際登録の所有者に利用可能な損害賠償、利益計算その他によるその他の救済を損なうことなく、係属中の手続が国際登録意匠(EU)の侵害又は侵害の虞の訴訟に係る場合は、共同体意匠裁判所は、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠の無許可の使用を禁止する差止命令を出すことができる。

(4) 係属中の手続が国際登録意匠(EU)に関する無効宣言に対する反訴に係る場合は、共同体意匠裁判所は、国際登録意匠(EU)に由来する再登録国際意匠の登録について(全体的又は部分的に)無効を宣言することができる。

(5) 一定の範囲において再登録国際意匠の登録の無効が宣言された場合は、その登録は、当該範囲においては、登録日又は裁判所が指示するそれ以外の日から無効であったものとして処理される。

(6) 本項の適用上、手続は、移行日前に提起されたが最終決定されていない場合は、移行日に係属しているものとして処理される。

10. 国際登録意匠(EU)を保護する差止命令の効力

(1) 本項は、移行日直前に、国際登録意匠(EU)を侵害する又は侵害することになる連合王国における行為の実施を禁止する差止命令(「関連する差止命令」)が効力を有する場合に適用する。

(2) 裁判所の別段の命令に従うことを条件として、関連する差止命令は、裁判所が出した差止命令であるものとして、再登録国際意匠が由来する国際登録意匠(EU)に関するの同一の範囲において、再登録国際意匠に係る権利を侵害する又は侵害することになる行為の実施を禁止するために有効かつ執行可能である。

第2部

11. 移行日前に拒絶期間が満了していない国際登録等

(1) 当該部において、「係属中の国際意匠(EU)」への言及は、移行日直前に、(2)の要件を満たす意匠への言及である。

(2) (1)にいう要件は次のとおりである。

(a) 当該意匠が欧州連合を指定する国際登録の対象であり、

(b) 当該意匠が、

(i) 共同体意匠規則第106e条(1)に従う欧州連合知的財産権庁による拒絶、又は

(ii) ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則第18規則の2に基づく欧州連合知的財産権庁によるそれに関して保護が付与される旨の声明の対象でなく、

(c) 当該意匠を対象とする国際登録が、

(i) ジュネーブ改正協定第10条(3)に従って国際事務局により公表されておらず、又は

(ii) 国際事務局により公表されているが、国際登録に関する拒絶通知を国際事務局に伝達するための共同体意匠規則第106e条(1)に基づく期間が満了していない。

12.

(1) 係属中の国際意匠(EU)を対象とする国際登録の所有者又は当該人の権原承継人が、移行日に始まり、関連期間の末日で終わる期間内に、本法に基づいて同一意匠の登録出願をする場合は、本法に基づく出願の対象である意匠の新規性又は独自性の有無(又は程度)を確認する目的での基準日は、次の何れか早い日である。

(a) 国際登録がジュネーブ改正協定第10条(2)に従って登録されたものとして処理された日

(b) 係属中の国際意匠(EU)に関して共同体意匠規則第106a条で適用される同規則第41条に基づいて主張された優先日(あれば)

(2) (1)において、「関連期間」は、移行日に当たる日の翌日に始まる9月の期間を意味する。

(3) 本法の適用上、

(a) (1)にいう種類の出願が同号にいう期間内になされる場合は、当該出願の日は、係属中の国際意匠(EU)を対象とする国際登録がジュネーブ改正協定第10条(2)に従って登録されたものとして処理された日であり、また

(b) 登録官が、(1)にいう種類の出願であって、同号にいう期間内になされるものの対象である意匠を登録する場合は、当該意匠の登録日は、係属中の国際意匠(EU)を対象とする国際登録がジュネーブ改正協定第10条(2)に従って登録されたものとして処理された日である。

(4) 従って、第30条は、当該意匠に関しては適用しない。

第3部 移行日に終わる6月の期間中に登録が満了する国際登録意匠の処理

13. 当該部の適用

(1) 当該部は、第1項(2)(b)から(d)までに定める要件を満たした意匠であって、(2)の条件が満たされるもの(「期間満了した国際意匠」)に適用する。

(2) (1)にいう条件は次のとおりである。

(a) 移行期間直前に、当該意匠が欧州連合を指定する国際登録の対象であり、

(b) 国際登録が移行期間中に満了し(意匠が第1項(1)に該当していなかった場合)、

(c) 当該満了前にジュネーブ改正協定第17条(2)に従って更新請求がなされていたならば、国際登録の更新を第17条に従って少なくとも1回の更に5年の期間欧州連合について有効とすることが可能であった。

(3) 期間満了した国際意匠は、国際登録意匠(EU)であるものとして処理される。

(4) 本附則第1部の規定は、附則の当該部の規定に従うことを条件として、期間満了した国際意匠に対し、国際登録意匠(EU)に適用するのと同様に適用する。

(5) ((4)で適用される第2項に基づく)期間満了した国際意匠に由来する再登録国際意匠の意匠登録簿への記入に拘らず、再登録国際意匠に係る権利は、第14項に従って延長されない限り(又は再登録意匠が第14項(3)に従って登録簿から削除されない限り)消滅する。

(6) 本項において、「移行期間」は、移行日で終わる6月の期間を意味する。

14. 期間満了した国際意匠の登録の更新

(1) 移行日に始まり、関連期間の末日で終わる期間内に、

(a) 期間満了した国際意匠を対象とした国際登録がジュネーブ改正協定第17条(2)に従って更新され、

(b) 当該更新が欧州連合及び期間満了した国際意匠に関して効力を有し、

(c) 当該国際登録の所有者が当該更新を登録官に通知した場合は、

登録官は、通知の日後合理的に可能な限り速やかに、期間満了した国際意匠に由来する再登録国際意匠に係る権利の存続期間の延長を意匠登録簿に記録しなければならない。

(2) 再登録国際意匠に係る権利の存続期間が(1)に基づいて延長された場合は、その権利は、消滅しなかったものとして処理され、その結果、次のとおりとなる。

(a) 移行日に始まり、(1)に基づく延長で終わる期間中に、当該権利に基づいて又は関して実行されたすべての事柄は、有効であるものとして処理され、

(b) 当該権利が消滅していなかった場合に権利の侵害を構成していた行為は、侵害であるとして処理され、また

(c) 当該権利が消滅していなかった場合に、国の用務のための意匠の使用を構成していた行為は、そのような使用であるとして処理される。

(3) (1)にいう期間内に、所有者が(1)(c)に従って登録官に通知しなかった場合は、

(a) 登録官は、期間満了した国際意匠に由来する再登録国際意匠を意匠登録簿から削除しなければならない、

(b) 再登録国際意匠は、移行日から本法に基づいて登録されているものとして処理されなくなる。

(4) (1)において、「関連期間」は移行日に当たる日の翌日に始まる9月の期間を意味する。

第4部 解釈

15. 解釈

(1) 本附則において、

「共同体意匠規則」は、第1項(9)によって定められた意味を有する。

「期間満了した国際意匠」は、第13項(1)によって定められた意味を有する。

「ジュネーブ改正協定」は、第1項(9)によって定められた意味を有する。

「国際事務局」は、第1項(9)によって定められた意味を有する。

「国際登録」は、第1項(9)によって定められた意味を有する。

「国際登録意匠(EU)」は、第1項(1)によって定められた意味を有する。

「再登録国際意匠」は、第1項(4)によって定められた意味を有する。

(2) 第1項(2)(b)及び第11項(2)(c)の適用上、意匠を対象とする国際登録が全体としては公表されていないが、当該意匠自体がジュネーブ改正協定第11条(4)(a)に基づいてなされた請求によって公表されている場合は、当該国際登録は、公表されたものとして処理される。